

- 「建築設計標準」とは、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備させることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものです。
- 国土交通省では、建築物のバリアフリー化の一層の推進のため、令和2年1月から学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体等から構成される検討会及び小規模店舗WGを設置して、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正すべき内容について検討を行い、令和3年3月に策定・公表した。

現状の課題

- 店舗内部の障壁となっている
①入口の段差解消・扉幅の確保、②可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるべき。
- 備品対応、従業員の接遇や社内研修の充実、情報提供等のソフト面の充実が必要。

- 標準的なスペースでの対応が困難な重度の障害や介助者の利用を想定した整備を考慮すべき。(車椅子トイレ及び駐車場等)
- 「多機能便房」に利用が集中している実態があるため、機能の分散化や適正利用の推進、案内表示の見直し等が必要。

- 設計段階から当事者の意見を取り入れた取組や小規模店舗の優良事例を掲載すべき。

主な改正事項

1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 車椅子使用者用便房の大きさについての見直し
[対象:全ての建築物] 配管収納部分等を除いた有効内法寸法2m以上角を確保する旨を明示
[対象:2km以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物] 大型の電動車椅子使用者(座位変換型)等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、『直径150cm以上』⇒『直径180cm以上』を設けることに改正
- 多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加
高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実
- 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し(運用面の柔軟な対応を含む)
車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(2.3m以上)に対応した必要な有効高さを確保すると明示(従来は「望ましい」)、断面図も追加してより明確に改正(屋内の車椅子使用者用駐車施設対象)

3 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

- 国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
- 設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を掲載

1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- ① 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- ② 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- ③ 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

現行

改正

【出入口・店舗内部の通路の確保等】①

- ・ 出入口の有効幅員は80cm以上とし、その前後には高低差がないものとする。
- ・ 店舗内及び通路には段差を設けない。
- ・ 通路は、車椅子使用者等が円滑に移動できる有効幅員90cm以上を確保する。

【車椅子使用者が利用できる席(飲食店)】②

- ・ 車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。
- ・ 固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の1/2以上の席を可動席とすることが望ましい。
- ・ また、可動式のテーブルや落ち着いた食事ができる等の多様なニーズへの対応として個室を用意することが望ましい。

【利用の支援やコミュニケーションのための備品の活用等(ソフト面の対応)】③



●車椅子可搬型スロープ ●貸出し用の車椅子 ●筆談器を活用した会計・対話 ●点字・墨字併記のメニュー ●杖を立てかけるホルダー ●スタッフ研修(メニュー等の読み上げ等)

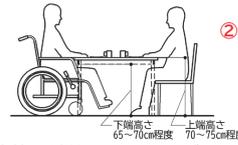
【モデル・設計例】①



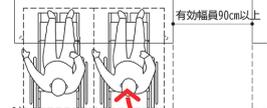
●改修による自動式引き戸の設置、出入口前後の高低差の解消



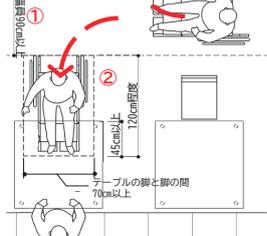
●可動式の椅子席(カウンター席)



●車椅子が利用できるテーブルの高さ



●有効幅員90cm以上



●飲食店舗の通路の有効幅員・座席

(なし)

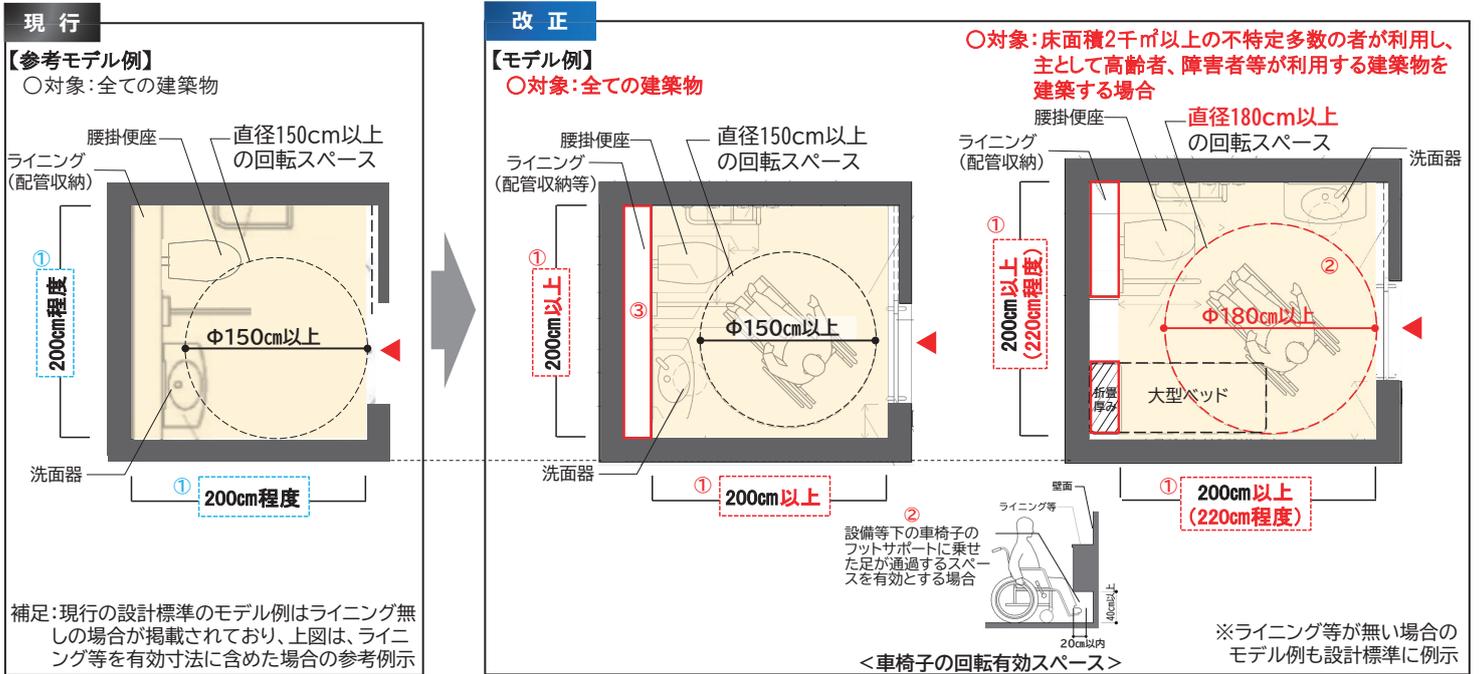
2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

●車椅子使用者用便房の大きさの見直し

① 対象：全ての建築物（共通）

トイレの大きさは、配管収納スペース等を除いた有効内法寸法で、2m以上×2m以上を確保することを明示

② 対象：①のうち、床面積2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物
 大型の電動車椅子使用者（座位変換型）等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、『直径150cm以上』
 ⇒『直径180cm以上』を設けることに改正



2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

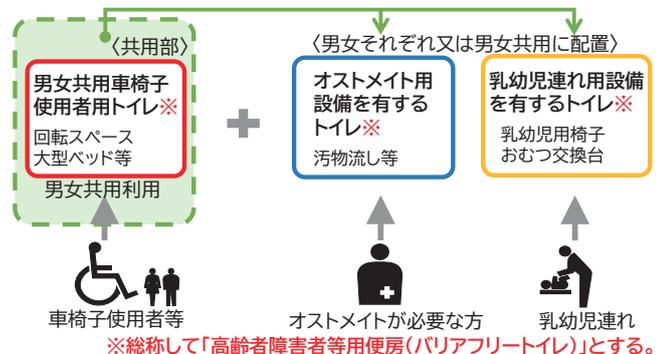
●多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加

・高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実

改正

分散配置を考慮した個別機能を備えた便房（機能分散化）

○多機能便房への利用者の集中を避けるため、施設の用途や利用状況を勘案し、障害者等に必要の個別機能トイレとする



【便房の機能を示す表示板（標識）】

高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）の表示は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う。

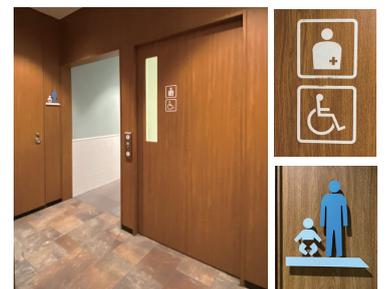
【設計例】

●個別機能を備えた便房の表示例（車椅子使用者用便房・男女共用便房等）



●個別機能を組み合わせた便房の表示例

（利用想定等を十分に考慮し、車椅子使用者便房に個別機能を付加した便房）



3 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

- ① 国立競技場、小規模店舗（飲食・物販・サービス）、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
- ② 設計段階から、高齢者・障害者等の意見を取り入れた建築物（国立競技場、他）を追加

改正

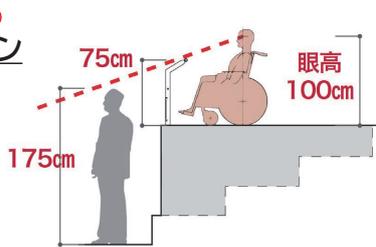
● 国立競技場における車椅子使用者用客席のサイトライン



施設外観
提供：独立行政法人日本スポーツ振興センター



車椅子使用者用客席
提供：独立行政法人日本スポーツ振興センター



車椅子使用車用客席のサイトライン
出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター「国立競技場について」
<https://www.jpnsport.go.jp/kokuritu/Portals/0/kokuritu/project-summary/kokurisukyousijounitsuite.pdf>

・前列席の人（身長175cmを想定）が立ち上がった状態でも、車椅子使用者用客席の視界を妨げない計画とされ、フィールド全体が視認できる。

※サイトライン（可視線）とは劇場等の客席・観覧席の各々の人が前列の人の頭又は肩を越して視焦点（舞台やスクリーン、競技スペース等）を見ることができ視野の限界線のことである。

● UDワークショップの意見を踏まえた改善（国立競技場）

- エレベーターの階数表示・階数ボタンの配置の改善
- 車椅子使用者用トイレの機器の配置の改善
- 男女共用トイレの付添利用対応（カーテン設置）
- 車椅子使用者用客席をバランス良く分散
- 外部に補助犬トイレを設置



● UDワークショップの実施

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター「国立競技場におけるユニバーサルデザインワークショップについて」
<https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/sonota/universaldesignworkshopnitsuite.pdf>

● 小規模店舗の事例



● カウンター型のラーメン店（10席のうち可動式の椅子席：4席）

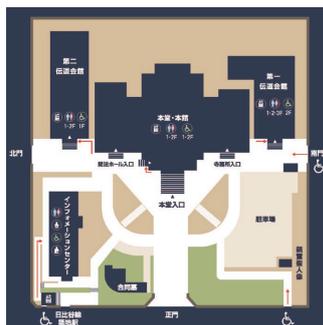


● 車椅子使用者のまま食事ができる可動席



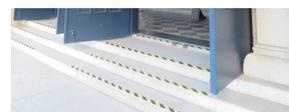
● 車椅子のまま調髪できる理容所

● 障害当事者を含む専門会社の提案意見を取り入れ、改修・改善を進める歴史的建造物（築地本願寺）



● 全体配置図等（HP掲載の案内図）

調査による提案を受けて、文字の大きさの変更やエレベーターを利用したバリアフリー経路等の表示が実施されている



● 階段（本堂）

調査による提案を受けて、階段の段鼻には、注意喚起のため端部の色の塗分けがされている（柄については継続検討中）



● 出入口（本堂）の傾斜路

出入口の階段には傾斜路が併設されている（調査による提案を受けて、手すり設置による安全対策を2020年度中に実施する方針）

小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

[詳細編]

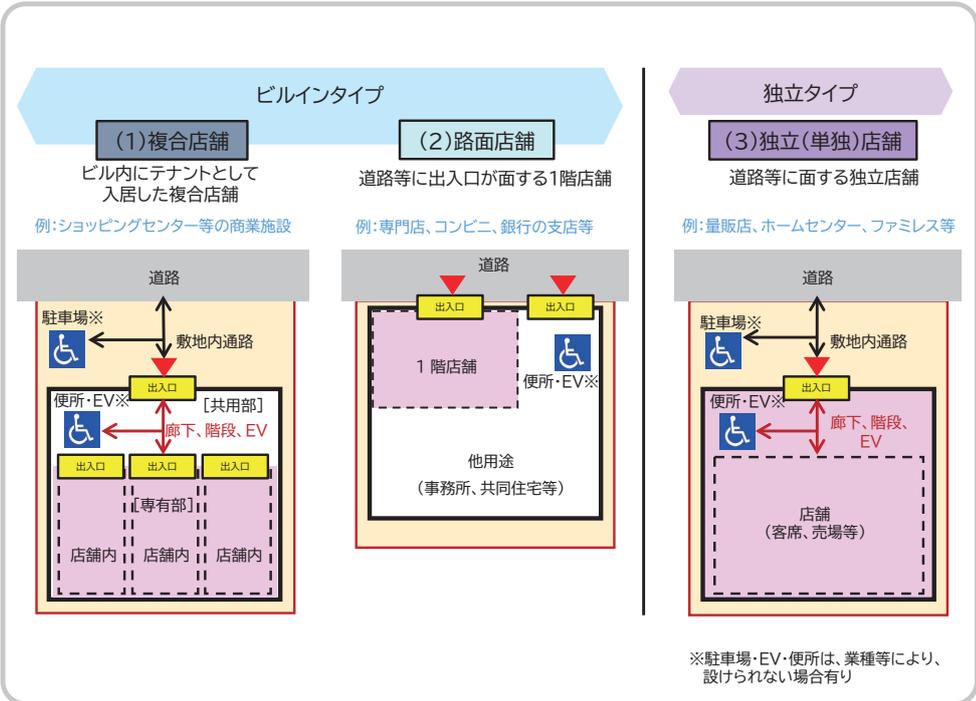
小規模店舗の用途区分

店舗の用途区分については、店舗の利用シーンに応じたバリアフリー対応の観点から、9つの業種、複合店舗、路面店舗、独立店舗の3つの店舗形態に区分して整理する。

< 業種 >

用途	業種
物販店舗	スーパーマーケット、量販店、ホームセンター、書店等
	コンビニエンスストア、日用品販売店等
	専門店(衣料品店、靴店、眼鏡店等)
飲食店舗	テーブル型飲食店 (ファミリーレストラン、居酒屋、料理店(和・洋・中)等)
	カウンター型飲食店 (ラーメン店、回転寿司、牛丼チェーン等)
	セルフサービス型飲食店 (ファーストフード、コーヒーチェーン等)
サービス店舗	銀行・郵便局等
	薬局、クリーニング店、質屋等
	理容所、美容所

< 店舗形態 >



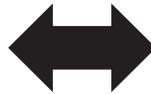
小規模店舗の利用シーンに応じた単位空間

建築設計標準の「第2部 第2章 単位空間等の設計」等は、店舗の利用シーンに応じて以下のA、B、Cの3区分の単位空間等の各項目ごとに整理している。

- A** 店舗への移動等 : 店舗までの経路・男女共用トイレ等
- B** 店舗内部の移動等 : 来店後に店舗を利用するためのハード対応
- C** ソフト面の工夫 : 案内等の人的対応、情報提供等

【店舗の利用シーン】

HP閲覧・予約等	事前に店内情報を調べる
敷地内通路	道等から建物出入口まで移動可能
駐車場がある場合	車椅子使用者が利用できる
店舗出入口(共用部除く)	誰でもお店に入ることができる
店内での移動	店内でスムーズに移動できる
トイレがある場合	車椅子使用者等が利用できる
着席	楽しく食事ができる(飲食店舗) 待合・相談等ができる(サービス店舗)
買い物	楽しく買い物ができる(物販店舗)
店員とのコミュニケーション	必要なサービスが受けられる
支払い等	スムーズな支払い等ができる。



【単位空間等の設計】 以下の赤字は建築設計標準の該当箇所

A 店舗への移動等 <small>第1部第2章単位空間等の設計</small>	
A1	敷地内の通路 2.1
A2	駐車場 2.2
A3	建築物の出入口 2.3
A4	案内表示 2.14
A5	廊下、階段 2.5
A6	エレベーター・エスカレーター 2.6
A7	車椅子使用者用便房等 2.7
A8	店舗の出入口 2.8
B 店舗内部 <small>第2部第2章2.12店舗内部</small>	
B1	待合スペース
B2	発券機、自動販売機、給茶機等
B3	通路(共通事項)
B4	通路+商品陳列(棚又はハンガーラック等)
B5	通路+客席(テーブル又はカウンター+椅子)
B6	配膳カウンター、ドリンクカウンター
B7	サービスカウンター、記載台
B8	試着室
B9	ATM
B10	車椅子使用者用便房等(専用) ※A7に記載 2.7
B11	会計カウンター、レジ等
C ソフト面の工夫 <small>第1部第1章1.1(2)管理運営上の配慮</small>	
C1	来店前の情報提供・予約
C2	備品の対応、貸出し
C3	店内の案内、誘導、コミュニケーション
C4	会計、商品引き渡し

31

小規模店舗の用途区分に応じた単位空間等について

「A 店舗への移動等の単位空間等」は店舗形態に応じて、「B 店舗内部の単位空間等」については業種に応じて、それぞれ求められるバリアフリー対応が異なるため、店舗形態、業種ごとに、バリアフリー対応が必要となる項目を整理した。また、「C 利用シーンに応じたソフト面の工夫」については、店舗形態、業種によらず共通である。

A 店舗形態に応じた店舗への移動等の単位空間等 第1部第2章単位空間等の設計

店舗形態	ビルインタイプ		独立タイプ
	(1) 複数店舗	(2) 路面店舗	(3) 独立(単独)店舗
A1 敷地内の通路 2.1	○	○	●
A2 駐車場 2.2	●	—	●
A3 建築物の出入口 2.3	●	●	●
A4 案内表示 2.14	●	○	●
A5 廊下、階段 2.5	●	—	●
A6 エレベーター・エスカレーター 2.6	●	—	○
A7 便所、洗面所(共用) 2.7	●	○	—
A8 店舗の出入口 2.8	●	● A3と共通	●

C 利用シーンに応じたソフト面の工夫 第1部第1章1.1(2)管理運営上の配慮

C1	来店前の情報提供・予約
C2	備品の対応、貸し出し
C3	店内の案内、誘導、コミュニケーション
C4	会計、商品引き渡し

【凡例】●:対象となる整備、○:対象となる整備となる場合もある
赤字は建築設計標準の該当箇所

32

小規模店舗の用途区分に応じた単位空間等について（続き）

B 業種に応じた店舗内部の単体空間等

物販店舗 飲食店舗 サービス店舗

業種	店舗内部の単位空間等 第2部第2章2.12店舗内部	店舗内を自由に移動しながら、買い物を行う			客席まで案内を受けて、着座して食事する		一定のルートに沿って自ら通路を移動してサービス等を受ける			
		量販店、ホームセンター、書店等	スーパーマーケット、コンビニ、日用品販売店等	専門店(衣料品店、靴店、眼鏡店等)	テーブル型飲食店	カウンター型飲食店	セルフサービス型飲食店	銀行・郵便局等	薬局、クリーニング店、質屋等	理容所、美容所
B1	待合スペース				○	○	○	●	●	●
B2	発券機、自動販売機、給茶機等				●	●	●	●	●	
B3	通路(共通事項)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
B4	通路+商品陳列(棚又ハンガーラック等)	●	●	●						
B5	通路+客席(テーブル又はカウンター+椅子)				●	●	●			
B6	配膳カウンター、ドリンクカウンター				○		○			
B7	サービスカウンター、記載台	○						●		
B8	試着室			●						
B9	ATM	○	○					●		
B10	車椅子使用者用便房等(専用)※A7に記載	●	●		●	●	●	○		○
B11	会計カウンター・レジ等	●複数	●	●	●	●	●	●	●	○

【凡例】●:対象となる整備、○:対象となる整備となる場合もある
赤字は建築設計標準の該当箇所

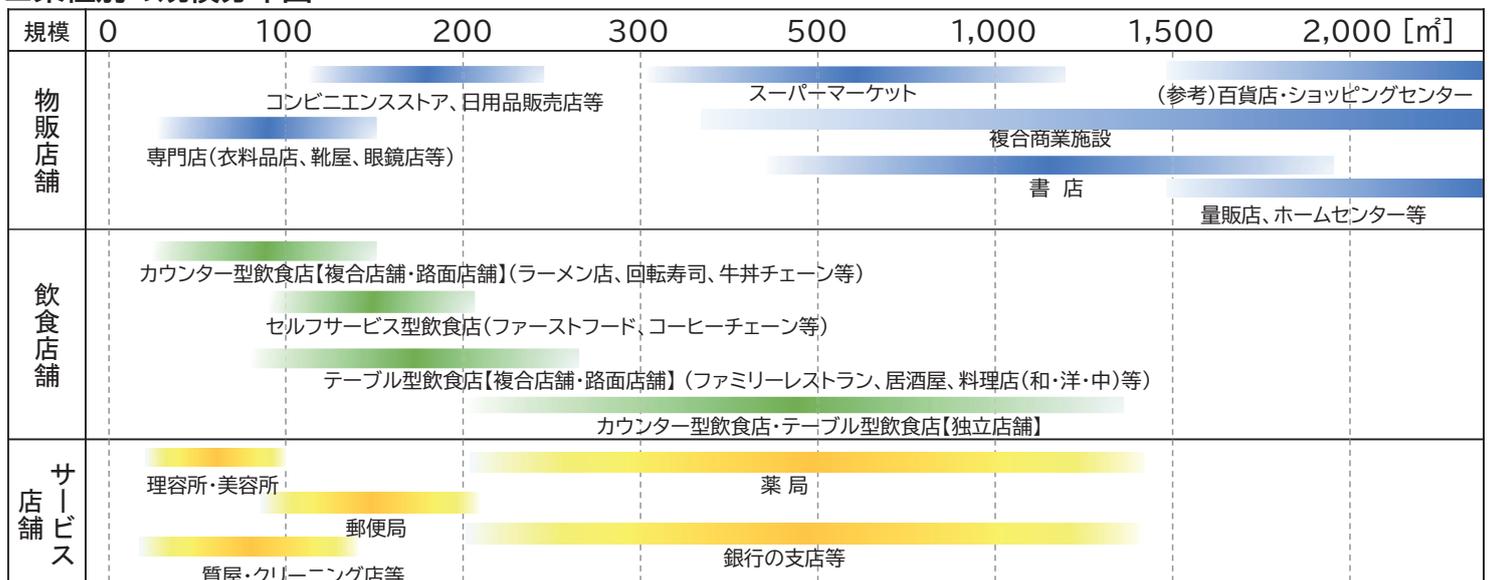
33

小規模店舗における業種別の規模分布

店舗の規模は、下図に示すように店舗の業種に応じて一定の範囲に分布している。

それぞれの店舗の規模区分を踏まえつつ、店舗形態、業種ごとの店舗の用途区分に応じて、ハードとソフトの両面から効果的なバリアフリー対応の検討を行い、積極的に取り組むことが必要である。

業種別の規模分布図



・各業種の出店募集に基づき整理。複合商業施設、百貨店、ショッピングセンターは、設計事例や関係団体からの意見に基づき整理。郵便局、銀行の支店等は、小規模店舗に係るバリアフリー化の実態調査の結果に基づき整理。
・百貨店、ショッピングセンター、複合商業施設は、複数の店舗の合計の床面積で記載している。

34

改正内容について

●小規模店舗の「単位空間等の設計」に係る内容

A 店舗への移動等

- A1 敷地内通路
- A2 駐車場
- A3 建築物の出入口
- A4 案内表示
- A5 廊下、階段
- A6 エレベーター・エスカレーター
- A7 便所、洗面所(共用)
- A8 店舗の出入口

B 店舗内部の移動等

◆設計の考え方・ポイント

- B1 待合スペース
- B2 券売機、自動販売機、給茶機等
- B3 通路(共通事項)
- B4 通路+商品陳列(棚又はハンガーラック等) -物販店舗-
- B5 通路+客席(テーブル又はカウンター+椅子) -飲食店舗-

B 店舗内部の移動等(続き)

- B6 配膳カウンター、ドリンクカウンター
- B7 サービスカウンター、記載台
- B8 試着室
- B9 ATM
- B10 車椅子利用者用便房等 ※A7に記載
- B11 会計カウンター、レジ

◆改善・改修のポイント

C ソフト面の工夫

- C1 来店前の情報提供・予約
- C2 備品の対応、貸し出し
- C3 店内の案内、誘導、コミュニケーション
- C4 会計、商品引き渡し

A. 店舗への移動等

A1：敷地内の通路（1）

【単体空間等の設計:店舗への移動等】

- 【主な改正事項】①敷地内と道路との段差解消の工夫の追加(L形側溝の切り下げ等)や敷地内の通路に砂利敷、飛石等は避ける旨を追加
 ②留意点として、道路から店舗の出入口までのバリアフリー化に留意して1階床レベルを設定することが望ましいこと、必要に応じて排水溝を設けることが考えられることを追加
 ③排水溝の蓋は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないよう目の細かい構造とし、濡れても滑りにくい仕上げとする旨を追加

下線は法令上の適合義務基準

現行 ●本体P2-20・21抄

【設計標準:通路】
 ・主要な経路上の通路には、階段又は段を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)

①
 (記載なし)

②
 (記載なし)

【設計標準:溝蓋等】
 ・杖先や車椅子のキャスター等が落ちないよう、蓋のスリット等の幅は2cm以下とする。

※:今回の改正・見直し部分

改正 ●本体P2-47・48抄 ①

【設計標準:通路】
 ・主要な経路上の通路には、階段又は段を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)
 ・敷地内の通路と道路との境界部分や出入口前の段差を解消するため、L形側溝や縁石の立ち上がり部分の切り下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮することが望ましい。

【設計例】
 敷地内の通路と道路との境界部の縁石の切り下げ

<留意点:敷地内の通路における段差解消>
 ・道等から建築物の出入口までの経路上に、砂利敷、飛石、小段等があると車椅子使用者やベビーカー等の移動が難しい。このような場合、施設管理者又はテナント等は、道等から建築物の出入口まで円滑に利用することができる経路を1以上、確保できるよう、別の措置を講じる必要がある。

<留意点:1階床の位置(レベル)の設定等> ②
 ・建築物(店舗)の1階床の位置(レベル)は、道等と敷地との高低差、敷地の高低差、外構部の雨水排水計画等を十分に考慮して、道等から建築物(店舗)の出入口までのバリアフリー化が可能となる高さ・位置に設定することが望ましい。
 ・小規模店舗等において、道等から建築物の出入口までの距離が短く、大雨等の際の建築内への雨水の侵入を防ぐことが困難な場合には、敷地内に排水溝を設置することが考えられる。

【設計標準:溝蓋】 ③
 ・主要な経路上に排水溝等の蓋のスリット等は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないよう目が細かい構造(ピッチ:1.5cm以下、隙間:1cm以下)とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。

37

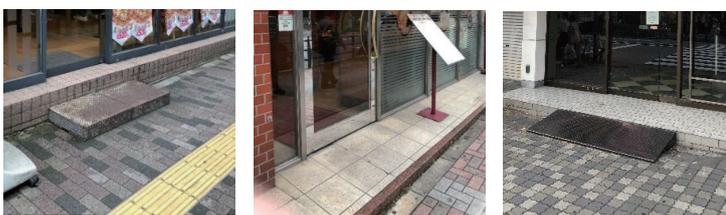
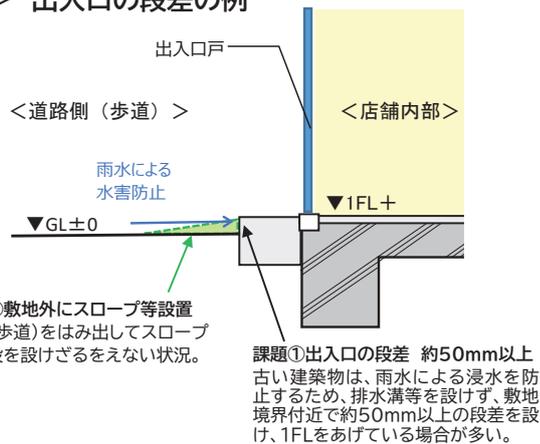
A1：敷地内の通路（2）

【単体空間等の設計:店舗への移動等】

現行 【モデル例】 (なし) 【設計例】 (なし)

※:今回の改正・見直し部分

<参考> 出入口の段差の例



- 踏み段を道路内に設置
 段差のため、車椅子使用者が入店困難であるうえ、踏み段が、歩道上に設置されており、通行の障害となる。
- 段差かつ外開き戸のため、
 車椅子使用者の入店が困難。
- 鉄板敷を道路内に設置。
 段差解消の鉄板敷は、歩道上に設置されており、通行の障害となる。

改正 ●本体P2-69・70抄 ②

【モデル例】
 ●出入口手前の排水溝の設置例

【設計例】 ① ②

●既存改修による出入口前後の段差解消(傾斜路の設置)

●入口手前と境界沿いの排水溝

車椅子前輪の大きさ 手動車椅子 電動車椅子 ③

●排水溝等に車椅子の前輪が落下しない配慮

38

A2：駐車場（1）

【単体空間等の設計：店舗への移動等】

- 【主な改正事項】①狭小敷地や地上部の敷地活用の制約等でやむを得ない場合、敷地内の通路と乗降スペースを兼用することで、運用上、車椅子使用者用駐車施設を確保することが考えられる旨を追加
 ②車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースの表面について、斜線での塗装による区分のほか、床材の色の違い等により区分することも選択できることを追加

現行

- 【設計標準：車椅子使用者用駐車施設の配置・空間の確保等】 ●本体P2-31
- 幅は、350cm以上とする。
 - 奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
 - 乗降スペースの表面は、斜線で塗装する。 ②

②

①

※：今回の改正・見直し部分

改正

下線は法令上の適合義務基準

- 【設計標準：車椅子使用者用駐車施設の配置・空間の確保等】
- 幅は、350cm以上とする。
 - 奥行きについては施設用途に応じて、小型車から車椅子仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。 ●本体P2-63
 - 乗降スペースの表面は、斜線等の塗装、床材の色の違い等により、その他の部分と容易に識別できるように区分する。 ②

●本体P2-59 ①

- <留意点：狭小敷地等でやむを得ない場合の車椅子使用者用駐車施設の乗降スペース>
- 狭小敷地や地上部の敷地活用の制約等でやむを得ない場合には、関係機関と協議の上、車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースを、人の出入りが少ない建築物の出入口(通用口等)に通ずる敷地内の通路(避難経路以外の通路)と兼用することが考えられる。
 - この場合、通常の手椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。

39

A2：駐車場（2）

【単体空間等の設計：店舗への移動等】

- 【主な改正事項】①運用上、一般の駐車施設でも車室スペースの横に乗降スペース等がある場合には、車椅子使用者の乗降が可能となり、車椅子使用者にとって有効となる旨を留意点とモデル例に追加

現行

- 【車椅子使用者用駐車施設の配置・空間の確保等】 ●本体P2-31抄
- 幅は、350cm以上とする。
 - 奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
 - リフト付車両等、車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。特に後部ドア側のスペース確保が必要となる。

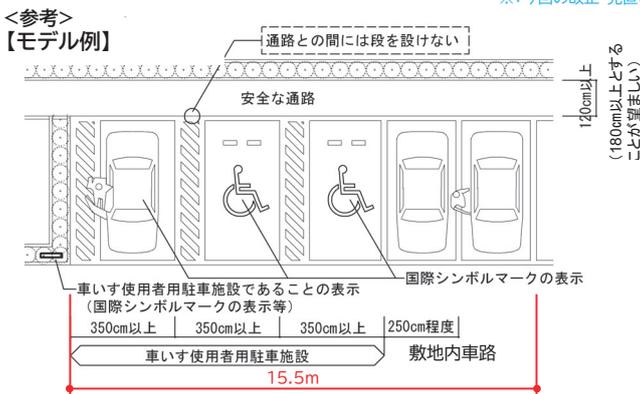
<留意点>

(記載なし)

【モデル例】

(なし)

※：今回の改正・見直し部分



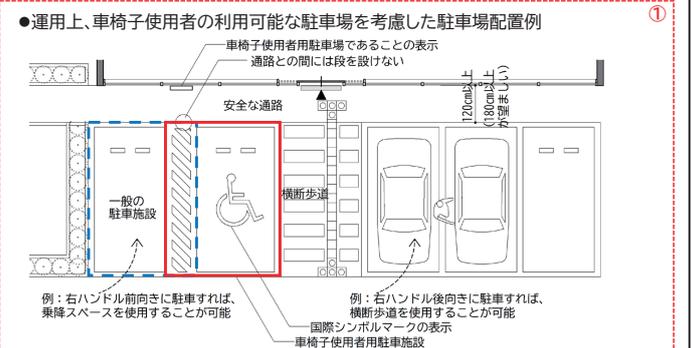
改正

下線は法令上の適合義務基準

- 【車椅子使用者用駐車施設の配置・空間の確保等】
- 幅は、350cm以上とする。
 - 奥行きについては施設用途に応じて、小型車から車椅子用リフト付福祉車両、バズ仕様の奥行きについて検討することが望ましい。
 - 車椅子用リフト付福祉車両等、車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。特に後部ドア側のスペース確保が必要となる。
- <留意点：車椅子使用者が利用可能な駐車施設を確保する配置・運用の工夫> ①
- 車椅子使用者用駐車施設以外の駐車施設でも車室スペースの横に乗降スペース等がある場合には、安全を確認した上で、車椅子使用者の乗降を可能とすることが考えられる。(例えば、車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースに隣接して一般の駐車施設を設ける場合も同様である。)
 - こうした工夫により、車椅子使用者用駐車施設が使用されている場合には、他の一般の駐車施設でも車椅子使用者の駐車利用が可能となる。

【モデル例】

●本体P2-60



40

A2：駐車場（3）

【単体空間等の設計：店舗への移動等】

- 【主な改正事項】① 車椅子使用者用駐車施設は、平置き式のものとすることが望ましいが、狭小敷地である場合等において、やむを得ず、機械式駐車装置で確保する場合、車椅子使用者の利用に支障がないものとしなければならないことを追加
- ② 機械式駐車装置による車椅子使用者用駐車施設について、操作盤の位置、乗降スペースの寸法等の留意点を追加

下線は法令上の適合義務基準

現行

●本体P2-62

【設置数・配置】

- ・駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を1以上設ける。

(記載なし) ①

<留意点> (記載なし) ②

【モデル例】 (なし) ※:今回の改正・見直し部分②

改正

●本体P2-62

【設置数・配置】

- ・駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を1以上設ける。

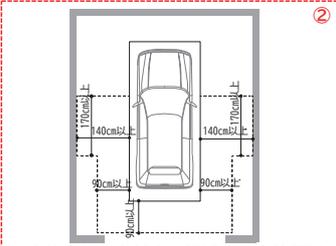
①

・車椅子使用者用駐車施設は、平置き式とすることが望ましいが、狭小敷地の場合等、やむを得ず、機械式駐車装置で確保する場合には、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる等、車椅子使用者の利用に支障がないものとする。

<留意点:車椅子使用者対応の機械式駐車装置について> ②

- ・車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。
- ・乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅140cm以上×奥行170cm以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅90cm以上の通路を確保する。
- ・機械式駐車装置の段差及び床の隙間は2cm以下とし、幅は乗降スペースを含めて350cm以上とする。
- ・通常の車椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。
- ・入庫可能な車両の高さは駐車場全体計画(平置き等を含む)を考慮し設定する。

【モデル例2】 ②



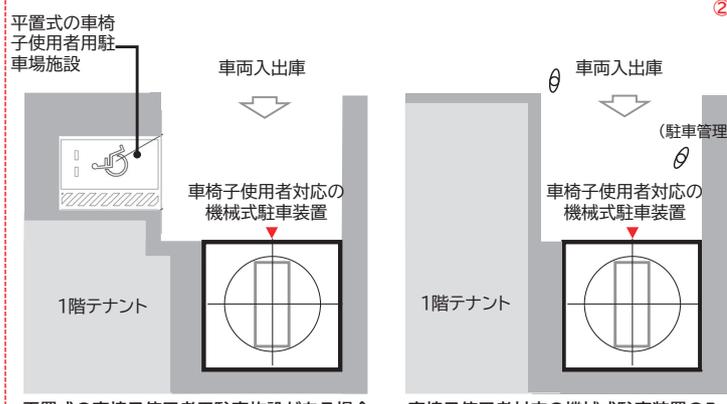
●車椅子使用者対応の機械式駐車装置例

【設計例】 ②



車椅子利用者対応の機械式駐車装置の例(フルフラット化)
(出典：駐車場便覧/全日本駐車協会等)

【モデル例1】 ●本体P2-62 ②



平置き式の車椅子使用者用駐車施設

車両入出庫

車椅子使用者対応の機械式駐車装置

1階テナント

平置き式の車椅子使用者用駐車施設がある場合

車椅子使用者対応の機械式駐車装置のみ

●車椅子使用者対応の機械式駐車装置を設置するレイアウト例

41

A3：建築物の出入口（1）

【単体空間等の設計：店舗への移動等】

- 【主な改正事項】①道等と出入口の距離が短い場合には、音声等による誘導、又は従業員等による人的誘導を行う旨を追加
- ②視覚障害者等の来店時に、従業員が来店時に迅速に対応できるための出入口の壁面材料に留意することが望ましい旨を追加

下線は法令上の適合義務基準

現行

●本体P2-22・23抄

【設計標準：視覚障害者誘導用ブロック等】

- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。

①

- ・視覚障害者誘導用ブロック等以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声による案内・誘導、従業員等による人的誘導を行う。

(記載なし)

【モデル例】 ①

(なし)

※:今回の改正・見直し部分

改正

●本体P2-73・75抄

【設計標準：視覚障害者誘導用ブロック等】

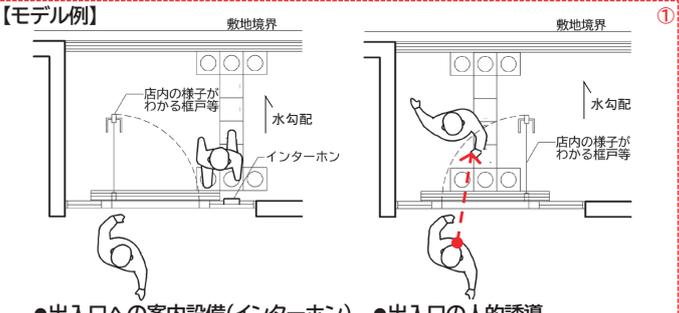
- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る1以上の経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。

①

- ・道等と建築物の出入口の距離が短い等、視覚障害者誘導用ブロック等以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声等による誘導、又は従業員等による人的誘導を行う。

- ・案内設備や案内所を設けることが困難な場合等において、従業員等による人的誘導を行う計画とする場合には、視覚障害者等の来訪が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料(透明ガラス面仕上げ等)に留意することが望ましい。

【モデル例】 ①



敷地境界

店内の様子がわかる窓等

水勾配

インターホン

●出入口への案内設備(インターホン) ●出入口の人的誘導の設置

42

A 3 : 建築物の出入口 (2)

【単体空間等の設計:店舗への移動等】

- 【主な改正事項】①建築物(店舗)の出入口前後の140角以上の水平スペースの設ける→「確保する」に変更。出入口前に十分な幅員の歩道がある場合等は、歩道も含めて確保することでよいものとする。
②店舗内外の様子がわかるガラス戸等の採用(衝突防止対策を含む)、衝突防止対策について追加

現行 ●本体P2-37抄

【設計標準:出入口の有効幅員、空間の確保等】
・主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
・出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、①140cm角以上の水平なスペースを設ける。

【設計標準:戸の形式】
・主要な経路上の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
・開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。
・衝突等の危険防止のため、プライバシー上の問題がある場合等を除き、戸には、戸の反対側の様子がわかる窓を設けることが望ましい。

【モデル例】 ②
(なし)

※:今回の改正・見直し部分

改正 下線は法令上の適合義務基準 ●本体P2-69~71抄

【設計標準:出入口の有効幅員、空間の確保等】
・主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
・出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、①140cm角以上の水平なスペースを**確保する**。

【設計標準:戸の形式】
・主要な経路上の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
・開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。
・衝突等の危険防止のため、プライバシー上の問題がある場合等を除き、戸には、戸の反対側の様子がわかる**ガラス窓**を設けることが望ましい。
・戸に設けるガラス窓は、車椅子使用者や子ども等の存在がわかる高さ・位置とする。
・衝突時や転倒時の事故防止のため、戸のガラス等には安全ガラス窓(合わせガラス又は強化ガラスをいう。以下同じ)を用いる。
・戸の全面をガラスとする場合や出入口付近の壁面全面をガラスとする場合には、衝突防止シールや横棧等の衝突防止対策を講じることが望ましい。

【モデル例】 ②
アンテナ
音声等による誘導設備(スピーカー)
衝突防止用横棧
点状ブロック
線状ブロック
排水溝
自動式引き戸の出入口(視覚障害者誘導用ブロック等は出入口の手前まで敷設)

43

A 4 : 案内表示 (1)

【単体空間等の設計:店舗への移動等】

- 【主な改正事項】①店舗出入口のチャイム音が、視覚障害者の目印になることがあることについて追加し、設計例も追加
②複数店舗の1階出入口にある点字を併記した案内板等の設計例を追加

現行 ●本体P2-40抄

【設計標準:点字・音声等による案内板】
・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。(案内所を設ける場合を除く。)

【設計標準:音声による案内・誘導】 ●本体P2-160抄
・視覚障害者の利用に配慮し、音声案内装置を設ける場合には、戸の直上に設けることが望ましい。

<留意点> ①
(記載なし)

【モデル例】 ① (なし)

【設計例】 ②
(小規模店舗の案内板の事例なし)

改正 ●本体P2-274 ①

【設計標準:点字・音声等による案内板】
・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。(案内所を設ける場合を除く。)

【設計標準:音声による案内・誘導】
・視覚障害者の利用に配慮し、音声案内装置を設ける場合には、戸の直上に設けることが望ましい。

<留意点:出入口付近のチャイム等による目印> ●本体P2-274 ①
・出入口付近で鳴るチャイム等は、視覚障害者等が道路を歩いているときに目的地や位置を把握するための目印になる。

【モデル例】 ●本体P2-274 ①
来店を知らせる音声案内装置
歩道

●出入口における音声案内装置

【設計例】 ●本体P2-258 ②
施設のご案内
11F
●点字を併記した案内板(複数店舗ビルの1階) 1階のEV乗場ボタン部に、11階の車椅子使用者用便房(共用)の位置を案内表示。EV着床キーで各店舗が管理。
●大通りに面する複数店舗(音声誘導) 道路から複数店舗ビルの入口・エレベーター乗場まで店舗特有の音響誘導装置で来客を誘導。
●点字を併記した案内板(複数店舗の出入口) 複数店舗で構成する路地入口に、車椅子使用者用便房(共用)・スロープ等の位置を点字併記の案内表示。

※上記青枠破線部分を改正

44

- 【主な改正事項】①主たる階段の幅員120cm以上とし、望ましい階段の幅員140cmの解説を追加
 ③階段幅員120cmの場合(直上階の居室が200㎡超)の標準的な整備内容(手すりの設置を片側とする)を示すモデル例を追加

現行

【有効幅員、空間の確保等】 ●本体P2-55抄
 ・段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。
 ・蹴込み寸法は、2cm以下とする。
 ・引っかかり防止に配慮し、蹴込み板のない階段形状等は避けることが望ましい。
 ・原則として、同一の階段は、同一のけあげ・踏面寸法とする。
 ・階段の勾配は、緩勾配とすることが望ましい。

① 階段の有効幅員は、140cm以上とすることが望ましい。
 (手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定することができる。)
 ・階段には、踊場を除き、両側に手すりを設けることが望ましい。
 ・けあげの寸法は、16cm以下とすることが望ましい。
 ・踏面の寸法は、30cm以上とすることが望ましい。

【モデル例】

(なし)

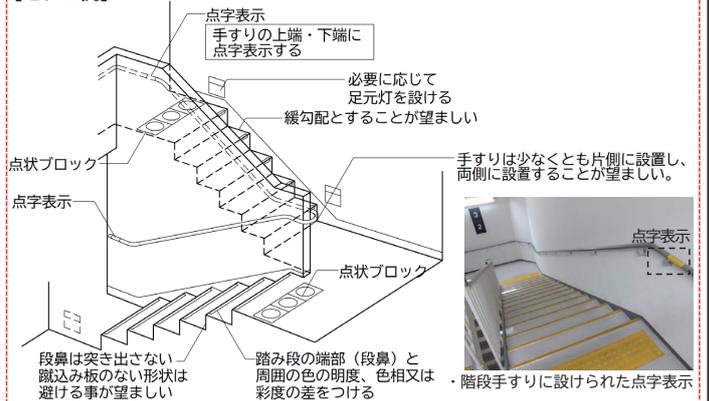
※:今回の改正・見直し部分

改正

●本体P2-90-93抄
 【有効幅員、空間の確保等】 ①
 ・主たる階段の有効幅員は、120cm以上とする。(手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定することができる。)
 ・杖使用者が円滑に上下できるように、階段の有効幅員は、140cm以上とすることが望ましい。

(上記以外は現行(左)のまま)

【モデル例】



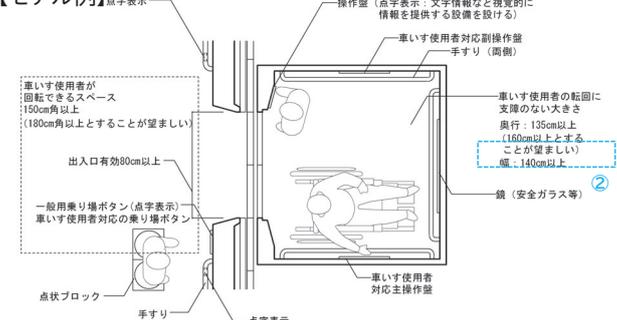
●小規模建築物の階段(直上階の居室が200㎡超、有効幅員120cm以上)の例

- 【主な改正事項】①小規模建築物(小規模店舗)にエレベーターを設ける場合には、かごの奥行き135cm以上とし、座位変換型の(電動)車椅子使用者等の利用を考慮し、奥行き150cm以上が望ましい旨を追加
 ②義務付けのかご幅等を明示した上で、これ以外の多数の者が利用し、又は2,000㎡未満の不特定多数の者が利用する建築物におけるエレベーターのかごの幅は140cm以上、かつ収容人員11人乗以上とすることが望ましい旨を追加
 ③地上階の直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、エレベーターを1以上設けることが望ましい旨を追加

現行

【かごの広さ】 ●本体P2-63抄
 ・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。 ①
 ・主要な経路上のエレベーターのかごの幅は、140cm以上とする。 ②
 ・主要な経路上のエレベーターのかごは、車いすの転回に支障がない構造とする。 ③

【モデル例】

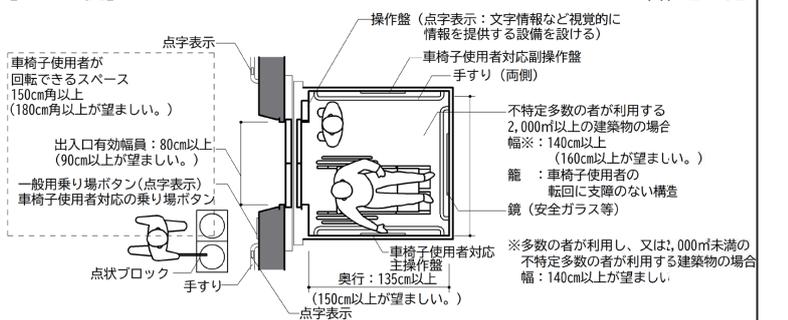


※:今回の改正・見直し部分

改正

●本体P2-97-98
 【かごの広さ】
 ・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。
 ・座位変換型の電動車椅子使用者等の利用に配慮し、主要な経路上のエレベーターの籠の奥行きは、150cm以上とすることが望ましい。 ①
 ・床面積の合計が2,000㎡以上の不特定多数の者が利用する建築物では、主要な経路上のエレベーターの籠の幅は、140cm以上とし、籠は、車椅子の転回に支障がない構造とする。(収容人員11人乗以上) ②
 ・多数の者が利用し、又は床面積の合計が2,000㎡未満の不特定多数の者が利用する建築物でも、主要な経路上のエレベーターの籠の幅は、140cm以上かつ収容人員11人乗以上とすることが望ましい。
 ・地上階の直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するエレベーターを、1以上設けることが望ましい。 ③

【モデル例】



【主な改正事項】 小規模店舗を含む建築物において高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を設けることの必要性や男女共用の便房の設置について、設計の考え方に追加

現行

【設計の考え方】

●本体：P2-73抄

・高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を、整備することが求められている。

(記載なし)

- ・便所・便房の設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の検討を行うことが重要である。
- ・まず、バリアフリー法に義務付けられた「車椅子使用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」を設ける。さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。
- ・また近年では、知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即した便所・便房の設計とすることも求められている。

※：今回の改正・見直し部分

改正

【設計の考え方】

●本体：P2-111

- ・**重度の障害者を含めて幅広い**高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、**より多くの様々な建築物**に高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を、整備することが求められている。
- ・特に近年は、日常生活及び社会生活において利用される用途の建築物(診療所・物販店舗・飲食店舗・サービス店舗等)には、規模にかかわらず、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を設けることが求められている。
- ・このようなニーズに対応するためには、道等に面する独立(単独)店舗に高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を設けるほか、複数の店舗や事務用途等が入居するテナントビルに、テナントの入れ替え等に影響されずに利用者の利便性を確保するよう、テナント数や規模に関わらず、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を共用部分に設けることが重要となる。
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・洗面所などのバリアフリー整備は、建築物の所有者・施設管理者及び店舗等の事業者にとつて、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みである。
- ・便所・便房の**計画・設計**においては、施設用途や規模の**他**、多様な利用者を十分に**把握**・想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の検討を行うことが重要である。
- ・**計画・設計にあたっては**、まず、バリアフリー法に義務付けられた「車椅子使用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」の設置方法、便房数を検討し、さらに**施設を利用する**高齢者、障害者、乳幼児連れ等の利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。
- ・また近年では、**視覚・知的・発達障害者等**や高齢者同士の異性による**介助・同伴利用、性的マイノリティの利用**により、**男女共用の便房の設置**に対するニーズも高まっており、介助者等の実態に即した**便所・便房の設置**が求められている。

47

【主な改正事項】 高齢者障害者等便房(バリアフリートイレ)の1つとして「個別機能を組み合わせた便房」を設ける対象建築物を整理し、さらに設置が困難な場合には「簡易型機能を備えた便房」を設ける旨を明確化(困難な場合については、共用部に車椅子使用者用便房等を設けることができず、テナント専有部内に面積や構造に制約がある場合も追加)

現行

【便所、洗面所の設計のポイント】

●本体：P2-75抄

- ③ 「多機能便房」を設けた便所(参考配置図：p.2-92 便所・洗面所の例3、小規模施設での改善例(改善例1))
 - ・施設全体で便所・便房の数が1~2カ所程度の場合、便所に男子用及び女子用の区別がない場合、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約がある場合等には、利用者の想定等を十分に行った上で、「多機能便房」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。
- ④ 「簡易型機能を備えた便房」を設けた便所(参考配置図：p.2-92 小規模施設での改善例(改善例2、3))
 - ・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約があるもので、「個別機能を備えた便房」や「多機能便房」の設置が困難な場合には、「簡易型機能を備えた便房」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。

※：今回の改正・見直し部分

改正

【便所、洗面所の設計のポイント】

●本体：P2-115

- ③ 「**個別機能を組み合わせた便房**」を設けた便所 (便所・洗面所例3、4)
 - ・以下のア～エに示すケースにおいて、**事業者により**利用者の想定等を十分に考慮した上で、「**個別機能を組み合わせた便房**」を設ける。また、**個別機能を組み合わせた便房は、男女共用車椅子使用者用便房にオストメイト用設備を付加した便房とし、乳幼児用設備は機能分散化することが望ましい。**
 - ア)施設全体で便房の数が1~2カ所程度**しか設けることができない場合**
 - イ)便所に男子用及び女子用の区別を**設けない場合**
 - ウ)面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合
 - エ)500㎡未満の小規模な**特別特定建築物：不特定多数かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の建築**で面積による制約がある場合
- ④ 「**簡易型機能を備えた便房**」を設けた便所(便所・洗面所例5)
 - ・以下の場合には、「**簡易型機能を備えた便房(車椅子使用者用簡易型便房やオストメイト簡易型設備を有する便房)**」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。
 - ・前述のア)～エ)
 - ・**共用部に車椅子使用者用便房やオストメイト用設備を有する便房が設けられたテナントビルの、テナント内部の便房の場合(テナント内部の面積等に制約がある場合)**

●本体：P2-118

48

【主な改正事項】①便房数が少ない場合のモデル例を追加

②小規模建築物における車椅子使用者用便房の設置及び機能の分散化に係る配慮を留意点として追加

③テナントビルや商店街において共同利用できる車椅子使用者用便房等の効果的・効率的な整備の考え方を留意点として追加

現行

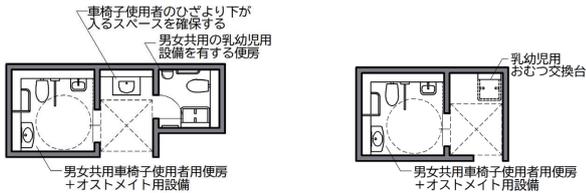
(記載なし)

※：今回の改正・見直し部分：①②③

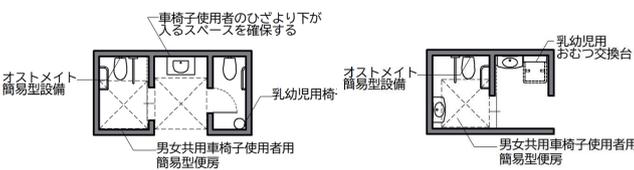
改正

【モデル例】便房数が少ない場合のモデル例 ①

〈便所・洗面所の例4〉 ●本体：P2-115



〈便所・洗面所の例5〉 ●本体：P2-118



【便所、洗面所の設計のポイント】 ●本体：P2-115 ②

<留意点：小規模建築物における車椅子使用者用便房の設置及び機能の分散化>

- ・小規模建築物や既存施設の改修においても、できる限り車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用簡易型便房とオストメイト用設備等を付加した便房を設けることが望ましい。
- ・利用者の分散を図る観点から、乳幼児用設備等は、便所付近の共用部に独立して設けることが望ましい。

●本体：P2-113 ③

<留意点：複数テナントや商店街等が共同利用できる車椅子使用者用便房やオストメイト用設備を有する便房の効率的な整備>

- ・複数テナントが入居する建築物（複合店舗又は路面店舗）の場合には、テナント（専有部）ごとに車椅子使用者用便房等を設けるのではなく、複数のテナント（各店舗）が共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設けることが、施設全体の効率的な整備につながる。
- ・同様に、小規模店舗が密集する商店街においては、複数の店舗が共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設けることが、商店街全体の効率的な整備につながる。
- ・このため、複合用途の建築物や商店街等において共同利用できる位置に、車椅子使用者用便房を1以上設けることが望ましいが、テナントビルや商店街等で共同利用する車椅子使用者用便房等は、営業時間に関わらず、それぞれのテナント（店舗）が利用可能とする必要がある。

【主な改正事項】①「義務」の対象は法令で明らかであるため削除し、標準的な設計内容を「●：標準」として明示。

②障害者への異性による介助や同伴利用等に配慮し、男女共用便房を設けることが望ましい旨を明確にし、さらに男女共用便房が整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できることを記載。

現行

【設計のポイント】 ●本体：P2-75

ニーズに対応した便所・便房と設備の組み合わせ（◎義務、○推奨（ニーズや規模に応じて整備））

	車いす使用者対応	オストメイト対応	乳幼児連れ対応	大型ベッド対応	男女共用※1	多機能化の可能性
2000㎡以上の特別特定建築物	◎	◎	○	○	○	原則なし
50㎡以上の公衆便所	◎	◎	○	○	○	原則なし
上記以外の建築物	○	○	○	○	○	有り※2

※1 知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。

※2 小規模建築物、既存建築物、あらかじめ利用者が特定される用途（特別支援学校を除く学校、事務所等）の建築物に便所・便房を整備する場合に多機能化（2つ以上の機能を有する便房とすること）の可能性がある。

今回の改正・見直し部分

改正

【設計のポイント】 ●本体：P2-113

ニーズに対応した便所・便房と設備の組み合わせ（●標準、○推奨（ニーズや規模に応じて整備））

区分		車椅子使用者用便房		オストメイト対応	乳幼児対応	男女共用※1
		十分な空間の確保	大型ベッド付き			
不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物※3	2,000㎡以上	● 径180cmの内接円、かつ2m以上×2m以上	●	●	●	●
	2,000㎡未満	○ 径150cmの内接円、かつ2m以上×2m以上	○	●	○	○
	500㎡未満	○※2 径150cmの内接円、かつ2m以上×2m以上	○	●※2	○	○
50㎡以上の公衆便所		●	○	●	○	○
上記以外の建築物		○※2	○	○※2	○	○

※1 視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。また、男女共用トイレが整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。

※2 面積や構造等の制約により車椅子使用者用便房を設けることができない場合には、「簡易型機能を備えた便房」を設けることを可能とする。

※3 バリアフリー法第17条に基づく認定建築物も含まれるものとする。

- 【主な改正事項】
- ①全ての規模・店舗業種に共通して、店舗出入口の有効幅員は80cm以上とすること、車椅子使用者が方向転回できる水平スペースを設ける旨を追加
 - ②セルフサービスのみでサービスを提供する場合、従業員を呼び出すための設備(インターホン等)について留意点として追加(セルフガソリンスタンド対応も想定)

現 行	
(記載なし)	①
(記載なし)	②

※:今回の改正・見直し部分



改 正

【設計標準(共通事項):店舗の出入口】

- ・出入口の有効幅員は80cm以上とし、その前後には高低差がないものとする。
- ・2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・出入口から店舗内の主要な経路となる通路は、原則として段差を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)
- ・店舗にバルコニー(避難用バルコニーを含む)、テラス等を設ける場合、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・店舗の出入口、バルコニー等の外部への出入口、車椅子使用者が利用できる便房(車椅子使用者用便房、車椅子使用者用簡易型便房等)の出入口では、その前後に、車椅子使用者が方向転回できるよう水平なスペースを設けることが望ましい。

【設計例】



●売店出入口幅82cm(引き戸)
扉下枠部は傾斜にて段差解消



●店舗出入口幅100cm
(自動ドア片引き戸)

●本体:P2-216

【設計標準:部品・設備】

- 受付カウンター、インターホン等 ●本体:P2-76
- ・高齢者、障害者等の移動支援や案内・誘導等の人的対応ができるよう、建築物の出入口に近い位置に案内所(受付カウンター)を設ける。
- ・インターホン又はハンドセットを設ける場合、その中心高さは、立位と車椅子使用者両者が利用できるよう、床から100~110cm程度とする。

<留意点:セルフサービスを提供する場合の整備>

- 本体:P2-13
- ・セルフサービスのみを提供する場合には、高齢者、障害者等が操作しやすい位置にインターホン又はハンドセット、呼び鈴を設置する、若しくは見やすい位置に電話番号の表示を行い、従業員を呼び出して支援をお願いすることができるようにする。



●出入口前のインターホン(点字併記)
インターホンで店舗受付に連絡が行き、支援を求めることが可能。

B. 店舗内部

【主な改正事項】①店舗内部の設計の考え方を追加し、テナントの貸方基準や自社の設計基準等に位置づけてバリアフリーの促進を図る旨を記述

②店舗内部の設計のポイントを追加し、高齢者、障害者等が円滑に移動できる動線計画や有効幅員の確保、段を設けない、飲食店における可動式のテーブル及び椅子席をレイアウトする旨を記述

現行

【設計の考え方】
(記載なし)

①

【設計のポイント】
(記載なし)

②

※：今回の改正・見直し部分

改正

●本体：P2-215

【設計の考え方】
①

- ・高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる環境の整備が求められており、特に日常生活において利用される用途の建築物(物販店舗・飲食店舗・サービス店舗・診療所等)は、建築物の規模にかかわらず、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものであることが求められている。
- ・建築物の所有者・施設管理者及び店舗等の事業者には、これらのニーズに対応するよう店舗の内部空間を整備することが求められる。
- ・また複数の店舗や事務用途等により構成されるテナントビルの所有者・施設管理者には、テナントの入れ替え等に影響されずに利用者の利便性を確保することができるよう、テナントの貸方基準や自社の設計基準等に店舗内部のバリアフリー化を位置づけることや、店舗等の出入口に至る共用部分の経路を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備すること、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・洗面所を共用部分に設けることが求められる。
- ・店舗内部及び店舗のある建築物のバリアフリー対応は、建築物の所有者・施設管理者及び店舗等の事業者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みでもある。

【設計のポイント】
②

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ店舗の主出入口を利用できるように計画する。
- ・店舗内の動線計画は、利用者にわかりやすいものとし、見通しを確保する。
- ・飲食店舗においては、車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。また、可動式のテーブルを設ける等により、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等が容易になり、フレキシブルな全体計画を行う。
- ・通路は、車椅子使用者や白杖を持った視覚障害者、補助犬を連れた障害者等が円滑に移動できる有効幅員(90cm以上)を確保する。
- ・店舗内及び通路には、原則として段を設けない。
- ・通路に傾斜路を設ける場合には、車椅子使用者が安全に昇降できる幅員や形状とする。
- ・壁や商品棚には、視覚障害者が杖で把握できないような突出物を設けない。
- ・床の仕上げは、滑りにくいものとする。

B1：待合スペース

【主な改正事項】待合について、休憩の用に供する設備(ベンチ等)や車椅子使用者や乳幼児連れの利用者(ベビーカー)に配慮したスペースを確保する旨を追加

現行

(記載なし)

※：今回の改正・見直し部分

改正

●本体：P2-219

【設計標準：待合】

- ・サービス店舗や飲食店舗等の待合には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備(ベンチ等)を設ける。
- ・車椅子使用者や乳幼児連れの利用者(ベビーカー)に配慮したスペースを確保する。(ベンチ等の移動による対応も可とする。)
- ・車椅子使用者に配慮した待合スペースの幅は、車椅子1台につき90cm以上とし、奥行きは120cm以上とする。(可動式の椅子を取り外してスペースを設けることも可とする。)

【サービス店舗のモデル例】

カウンター下部の奥行き45cm程度
車いす使用者用カウンター
カウンター上端高さ70～75cm程度
カウンター下端高さ65～70cm程度
幅90cm以上
奥行き120cm以上
有効幅員90cm以上
模型手すり
立位用カウンター上端高さ90～100cm程度
カウンター前の通路
有効幅員140cm以上
スピーカー
電光掲示板
待ち番号札

B2：発券機、自動販売機、給茶機等

【単体空間等の設計:店舗内部】

- 【主な改正事項】 ①発券機(番号札、食券等)の操作ボタン及び取り出し口等の望ましい高さを追加(それぞれ床からの高さ:60~110cm程度)
 ②卓上に設置する発券機は、設置台の下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい旨を追加

現行	(記載なし)	①②
----	--------	----

※:今回の改正・見直し部分

改正

●本体:P2-249・250

【設計標準:発券機(番号札、食券等)、給茶機、自動販売機】

- ①番号札、食券等の発券機は、操作ボタン及び取り出し口等が、それぞれ床から高さ60~110cm程度の範囲に納まるものを選ぶことが望ましい。
- ②卓上に設置する発券機の設置台の下部には、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。
- 自動販売機、発券機、ATM(現金自動取引装置)等のボタンや操作方法の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとし、照明等に配慮したものとする。

【設計例】



●車椅子使用者の膝が入るように卓上に設置した発券機

55

B3：通路（共通事項）

【単体空間等の設計:店舗内部】

- 【主な改正事項】 ①飲食店舗・サービス店舗の通路の有効幅員は、90cm以上。すれ違いがある通路は120cm以上が望ましい旨を追加。
 ②物販店舗における両側商品棚がある場合の通路の有効幅員は120cm以上とする旨を追加。
 ③主要な経路上には、25m以内ごとに車椅子使用者の転回できるスペースを1カ所以上設ける旨を追加。
 ④店舗内の通路には、原則として段差を設けないこと等を追加

現行	(記載なし)	①②③④
----	--------	------

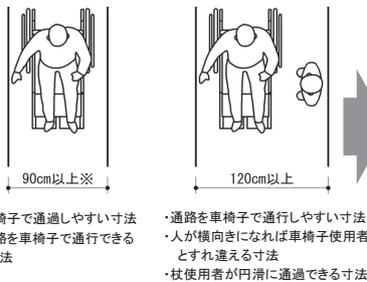
※:今回の改正・見直し部分

【設計標準:車椅子使用者用客席・観覧席へ至る経路】 ●本体P2-129抄
 ・客席・観覧席の出入口から車椅子使用者用客席・観覧席へ至る客席内の通路の有効幅員は、120cm以上とし、区間50m以内ごとに140cm角以上の転回スペースを設ける。

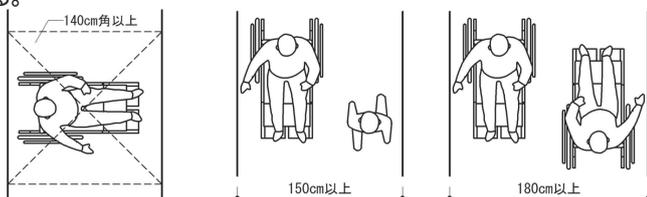
【設計標準:車椅子使用者用客室】 【主要寸法の基本的な考え方】 P2-249抄

●ホテル追補版P49抄

・客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な有効幅員を確保する。なお、便所・浴室等の出入口(有効幅員80cm以上)に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100cm以上とする。



- ・車椅子で通過しやすい寸法
- ・通路を車椅子で通行できる寸法
- ・通路を車椅子で通行しやすい寸法
- ・人が横向きになれば車椅子使用者とすれ違える寸法
- ・杖使用者が円滑に通過できる寸法



- ・車椅子使用者が転回(180度方向転換)できる寸法
- ・車椅子使用者が転回できる寸法
- ・人と車椅子使用者がすれ違える寸法
- ・車椅子使用者が回転しやすい寸法
- ・車椅子使用者同士が行き違いやすい寸法

改正

●本体:P2-216~218

【設計標準:通路の有効幅員、空間の確保】

(飲食店舗・サービス店舗の通路)

- ①主要な経路※上の通路の有効幅員は、90cm以上とする。飲食店舗の場合:椅子に座った状態で90cm以上を確保する。
- ・横向きの人と車椅子使用者がすれ違いがある通路については、120cm以上とすることが望ましい。

(物販店舗の通路)

- ②主要な経路※上の通路で商品棚間の有効幅員は120cmとする。(車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする)ただし、片側商品棚の場合は90cm以上とする。

(共通事項)

- ③主要な経路※上には、25m以内ごとに車椅子使用者が180°転回(方向転換)できるよう、140cm以上×140cm以上のスペースを1カ所以上設ける。
- ④店舗内及び通路には、原則として段差を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)

- ・主要な経路上の通路には原則として、壁からの突出物を設けない。やむを得ず、床から高さ65cm以上の部分に壁から突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を10cm以下とする。

- ・壁、床、天井等に設ける案内表示は、文字・図記号と、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとする。

<留意点:床サイン表示等の維持管理>

●本体:P2-222

- ・床サイン表示等については、汚れや摩耗等へのメンテナンスに留意する。

※主要な経路(店舗内部の室内通路):

- ・共通:店舗内に車椅子使用者用便房、又は車椅子使用者用簡易型便房(以下、「車椅子使用者用便房等」という。)を設置する場合には、店舗の出入口から当該車椅子使用者用便房に至る経路
- ・物販店舗:すべての経路
- ・サービス店舗:店舗の出入口から(車椅子使用者が利用できる記載台、車椅子使用者用の待合を経て)、サービスカウンター等まで至る経路
- ・飲食店舗:店舗の出入口から、客席に至る経路、及び客席から店舗内の車椅子使用者用便房等に至る経路

56

B 4 : 通路+商品陳列(棚又ハンガーラック等) -物販店舗-

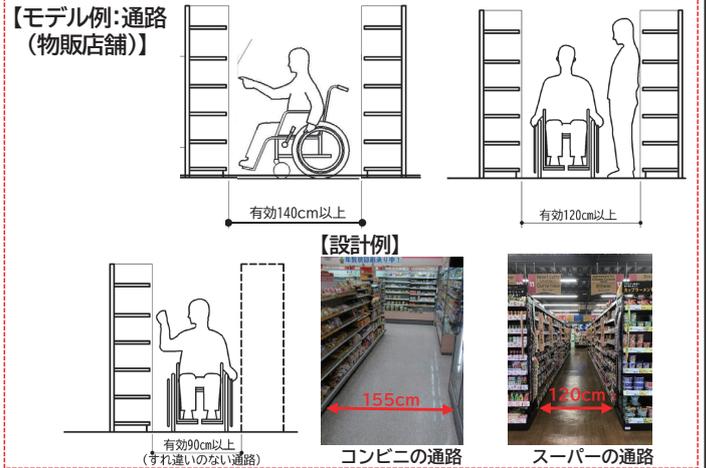
【単体空間等の設計:店舗内部】

- 【主な改正事項】 ①物販店舗の通路幅のモデル例・設計例を追加
 ②商品棚等について、車椅子使用者が選びやすく、手に取りやすい高さ・奥行きとすることが望ましい旨追加

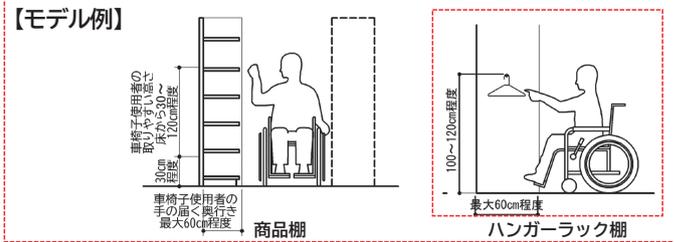
現行	(記載なし)	①②
----	--------	----

※:今回の改正・見直し部分

改正



- ②
- 【設計標準:商品陳列等(物販店舗)】
- ・商品棚やハンガーラック等は、車椅子使用者が選びやすく、手に取りやすい高さ・奥行きとすることが望ましい。



57

B 5 : 通路+客席(テーブル又はカウンター+椅子) -飲食店舗-

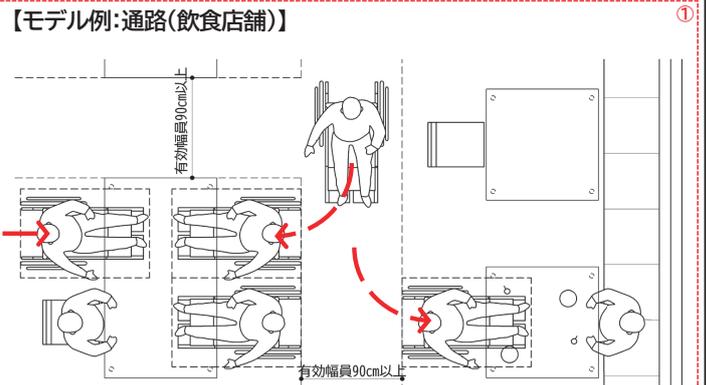
【単体空間等の設計:店舗内部】

- 【主な改正事項】 ①飲食店舗の通路幅のモデル例・設計例を追加

現行	(記載なし)	①
	(記載なし)	②

※:今回の改正・見直し部分

改正

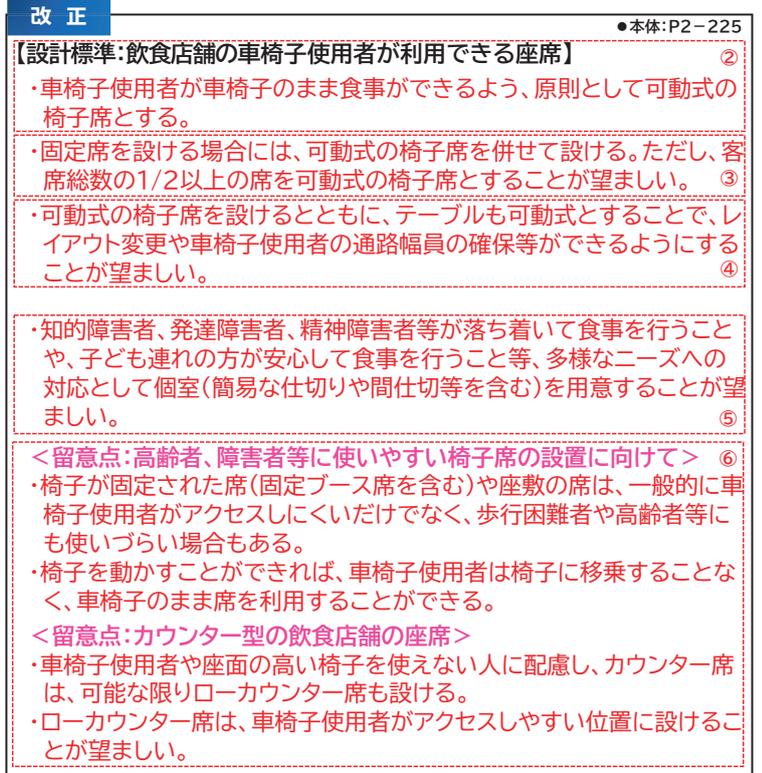


【設計例:通路】



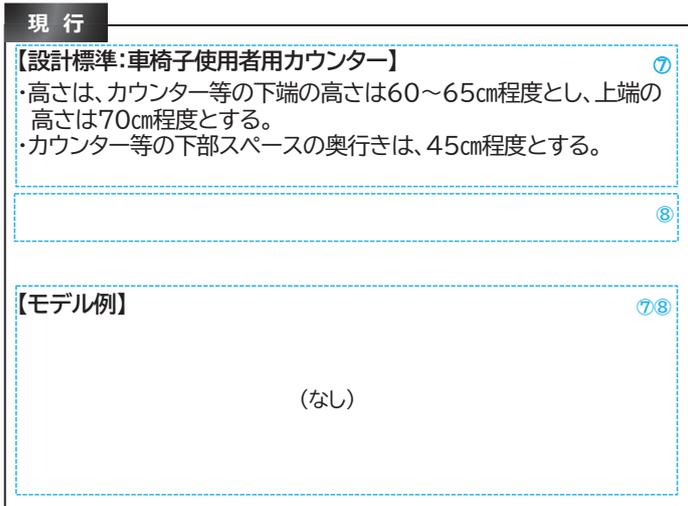
58

- 【主な改正事項】
- ② 飲食店舗では、車椅子使用者が車椅子のまま食事ができる可動式の椅子席を設ける旨を追加。
 - ③ 固定席を設ける場合には、客席総数の1/2以上の可動式の椅子席を設けることが望ましい旨を追加。
 - ④ テーブルも可動式とすることで、レイアウト変更や通路幅員の確保等ができるようにすることが望ましい旨を追加
 - ⑤ 利用者の多様なニーズへの対応として個室を用意することが望ましい旨を追加
 - ⑥ カウンター型の飲食店舗にローカウンター席等、使いやすい椅子席についての留意点を追加。



59

- 【主な改正事項】
- ⑦ 車椅子使用者の利用に配慮した席のテーブル・カウンターの高さ等寸法について追加(下端の高さ:65cm~70cm程度、上端の高さ:70~75cm程度、下部スペースの奥行き:45cm以上、留意点として利用用途や体格等を考慮する場合も有ることを追加)
 - ⑧ 車椅子使用者の利用に配慮した席のテーブルの脚の位置(脚の間隔(内法):70cm以上)などについて追加

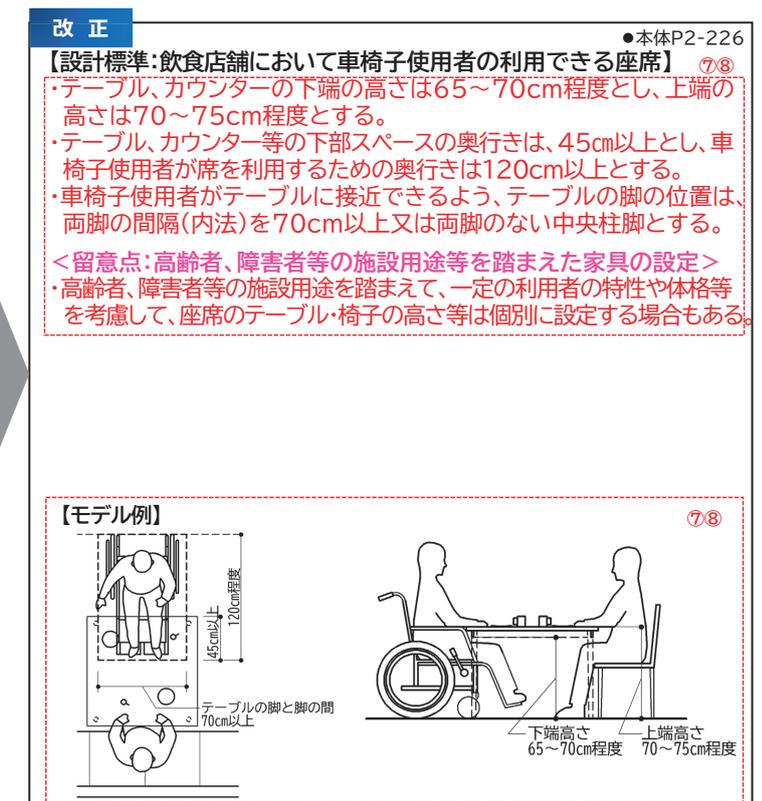


<参考>

【モデル例】



●カウンターの基本寸法



60

【主な改正事項】 ⑨車椅子使用者の利用に配慮した席のテーブルの寸法について追加

現 行	(記載なし)	⑨
-----	--------	---

※: 今回の改正・見直し部分

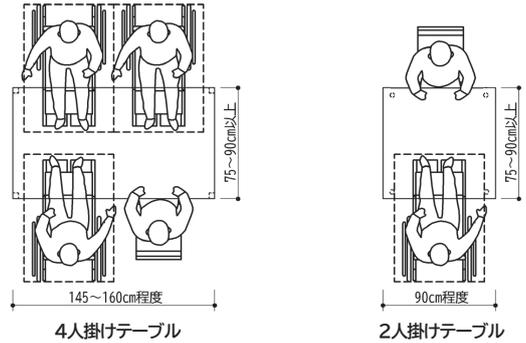
改 正

●本体P2-227

【設計標準: 飲食店舗において車椅子使用者の利用できる座席】

- ・テーブルと椅子をレイアウトする場合には、車椅子使用者でも利用可能なテーブルの大きさや通路幅を踏まえて、全体計画を行う。
- ・車椅子使用者の利用できるテーブルの寸法は、下記の通りとし、選定するのが望ましい。
- ・4人掛け: 幅145cm~160cm程度×奥行き75~90cm程度
- ・2人掛け: 幅 90cm程度×奥行き75~90cm程度
- ・いずれもテーブル下端高さ65~70cm程度、上端高さ70~75cm程度とする。

【モデル例】



車椅子使用者が利用できるテーブルの大きさ

【主な改正事項】 ⑩車椅子使用者の利用に配慮した席のテーブル・カウンターの高さ等寸法について追加(下端の高さ: 65cm~70cm程度、上端の高さ: 70cm~75cm程度、下部スペースの奥行き: 45cm以上)

⑩カウンター型の飲食店の設計例を追加

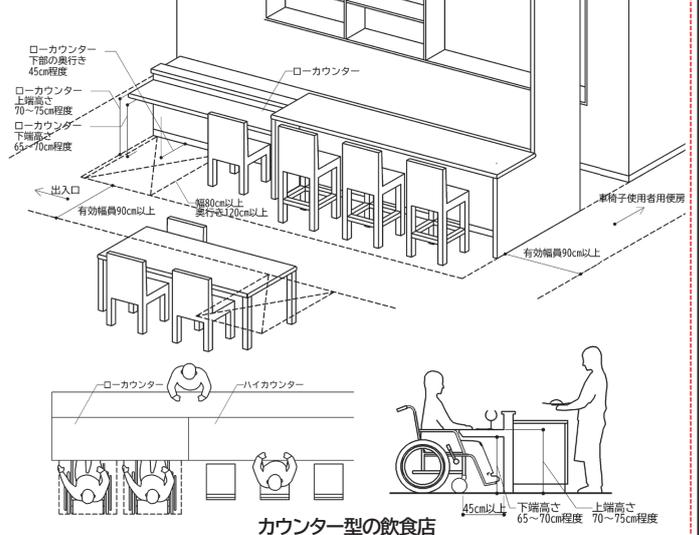
現 行	(記載なし)	⑩
	(記載なし)	⑪

※: 今回の改正・見直し部分

改 正

●本体P2-226⑩

【モデル例】



カウンター型の飲食店

【設計例】



⑩
車椅子使用者の利用にも配慮し、可動椅子を設け、テーブル下端高さ68cm・奥行49cmが確保されている。

B 6 : 配膳カウンター、ドリンクカウンター (飲食店舗)

【単体空間等の設計:店舗内部】

- 【主な改正事項】 ①配膳カウンターの高さ等寸法について追加 (下端の高さ:65~70cm程度、上端の高さ:70~75cm程度)
 ②フードコート等呼び出しを行うカウンターには、音声と振動で呼び出しを伝える室内信号装置を設けることが望ましい旨追加
 ③セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸であることが望ましい旨追加

現 行	(記載なし)	①②
	(記載なし)	③

※:今回の改正・見直し部分

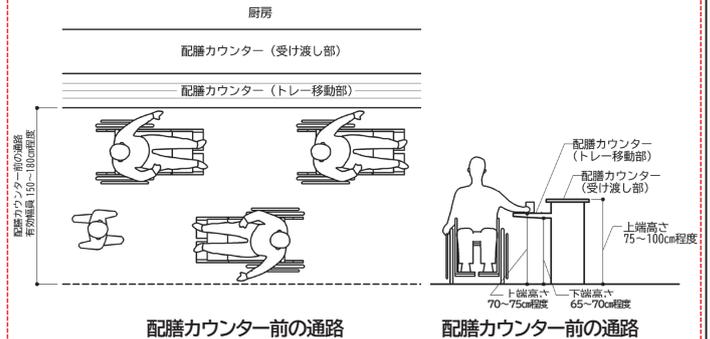
改 正

●本体P2-227・8 ①②

【設計標準:配膳カウンター】

- ・配膳カウンターの高さは、車椅子使用者が利用できるように配慮したものとすることが望ましい。
- ・配膳カウンターの下部の奥行きは、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・セルフサービスの飲食店舗やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、振動等で呼び出しを伝える室内信号装置を設けることが望ましい。
- ・配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150~180cm程度を確保する。

【モデル例】



【設計標準:冷蔵庫、棚】

- ・セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸であることが望ましい。

63

B 7 : サービスカウンター、記載台 (サービス店舗)

【単体空間等の設計:店舗内部】

- 【主な改正事項】 ①立位で使用するサービスカウンター・記載台等には、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを併せて設ける旨追加
 ②ローカウンターの高さ等寸法について見直し(下端の高さ:65~70cm程度、上端の高さ:70~75cm程度、下部スペースの奥行き:45cm以上)

現 行	(記載なし)	①
	(記載なし)	②

●本体P2-150抄

【設計標準:車椅子使用者用カウンター】

- ・高さは、カウンター等の下端の高さは60~65cm程度とし、上端の高さは70cm程度とする。
- ・カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm程度とする。

【設計標準:案内表示】

- ・聴覚障害者や高齢者等の利用に配慮して、役所、銀行、病院等で呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、電光表示板等を設けることが望ましい。

※:今回の改正・見直し部分

改 正

●本体P2-2211・9

【設計標準:サービスカウンター・記載台】

- ・立位で使用するサービスカウンター・記載台等には、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを併せて設ける。
- ・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの高さは65~70cm程度、上端の高さは70~75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。
- ・銀行、薬局等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、電光表示板等を設ける。
- ・カウンター・記載台については、2.14C.1 カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。
- ・番号札発券機・電光表示板については、2.14C.I 情報伝達設備(1)を参照。

【設計例】



- ・ローカウンター (下端高さ:70cm、上端高さ:73cm、奥行:40cm)
- ・理容所の会計に設けられたハイカウンターとローカウンター (下端高さ:65cm、上端高さ:75cm)

<参 考> 【モデル例】



●カウンターの基本寸法

64

B 8 : 試着室

【単体空間等の設計:店舗内部】

【主な改正事項】①車椅子使用者が利用できる試着室は段差なしとする。

②車椅子使用者やベビーカーがそのまま入る広めの試着室とし、手すり付きの椅子の設置が望ましい旨を追加

③複合店舗の場合で共用試着室を設けることは、複数の各店舗にとって効果的・効率的な取り組みであることを留意点を追加

現行

(記載なし)	①②
(記載なし)	③

※:今回の改正・見直し部分

改正

●本体P2-223 ①②

【設計標準:試着室等】

- ・車椅子のまま試着室に入れるよう、床には段差を設けない。
- ・試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意することが望ましい。
- ・車椅子やベビーカーがそのまま試着室に入る広さ(120cm以上×90cm以上)を確保することが望ましい。
- ・試着室内に椅子を設ける場合には、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、椅子の座面高を42~45cm程度とすることが望ましい。
- ・試着室の前室に介助者等の待合スペースを設けることが望ましい。
- ・車椅子のまま試着できるよう、店舗内通路やコーナーの一部にカーテン等による仕切りを設け、工夫することが望ましい。

<留意点:複合店舗内の共用の試着室>

・複合店舗で構成されている同一フロアや隣接店舗等において、広めの共用試着室を設けることは、複数の各店舗にとって効果的・効率的な取り組みである。

【設計例】



●車椅子使用者をはじめ高齢者、障害者等が利用できる試着室

65

B 9 : ATM

【単体空間等の設計:店舗内部】

【主な改正事項】①操作部分への車椅子使用者の接近しやすさや、見やすさ・タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものにすることが望ましい旨追加

②視覚障害者の利用に配慮し、操作部分の点字併記、音声案内による操作が可能なハンドセットを設けることが望ましい旨を追加

現行

(記載なし)	①②
--------	----

※:今回の改正・見直し部分

改正

●本体P2-250 ①②

【設計標準:ATM(現金自動取引装置)】

- ・操作部分への車椅子使用者の接近しやすさ(足元のスペース確保)や、見やすさ(画面への映り込みの防止)・タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとすることが望ましい。
- ・視覚障害者等の利用に配慮し、操作部分には点字を併記するとともに、音声案内による操作が可能なハンドセットを設けることが望ましい。

【設計例】



車椅子使用者が手すりを掴み、体を引き寄せて操作できるATM。ATMの上部照明はグレアカットルーバーを採用



視覚障害者のご案内用受話器(ハンドセット)



車椅子使用者が身体を引き寄せやすいよう、操作機の左右にハンドグリップを装備したATM

66

B 1 1 : 会計カウンター、レジ等

【単体空間等の設計:店舗内部】

- 【主な改正事項】
- ①従業員と利用者が正対する通路の幅: 140cm以上を追加
 - ②円滑なお金のやりとりができるよう、全てのレジは、利用者から金額表示が見えるようにする旨追加
 - ③物販店舗で複数の会計カウンターがある場合、1以上の高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを設ける旨追加
 - ④セルフレジや値札表示について、弱視者(ロービジョン)への利用特性を留意点として追加

現行

(記載なし)

①②③④

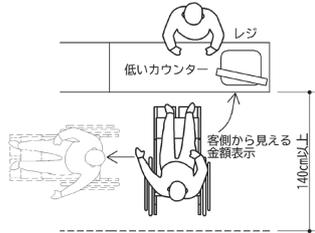
※:今回の改正・見直し部分

改正

【設計標準:通路の有効幅員、空間の確保】

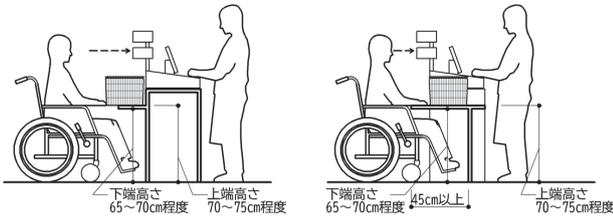
・会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は120cm以上とする。

【モデル例】



②③

【モデル例】



【設計標準:部品、設備等(レジ)】

●本体P2-220 ②

【設計標準:会計(レジ)】

- ・円滑なお金のやりとりができるよう、全てのレジは、利用者から金額表示が見えるようにする。
- ・以下の場合には、立位で使用する会計カウンターのほかに、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを1以上設ける。
 - ・物販店舗で、複数の会計カウンターがある場合
 - ・多数の高齢者、障害者の利用が想定される建築物(診療所等)にある店舗
 - ・無人レジ(セルフレジ。顧客が自分で商品バーコードをスキャンして会計をするレジ)のみの店舗
- ・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの下端の高さは65~70cm程度、上端の高さは70~75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。

③

<留意点:文字の見やすさ>

●本体P2-13 ④

- ・弱視者(ロービジョン)にとっては、値札のデジタル表示が見えづらいことや、低下とは別の位置に値引きのシール等気づかないことがある。
- ・弱視者(ロービジョン)にとっては、セルフレジの画面が見づらいことや、操作方法の分かりづらいたいことがあり、従業員による人的対応が必要な場合がある。

67

B 1 1 : 会計カウンター・レジ等 (物販店舗)

【単体空間等の設計:店舗内部】

- 【主な改正事項】
- ⑤車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサービスローカウンター及びサッカー台を1以上設ける旨を追加
 - ⑥レジカウンター前のレーンでは、車椅子使用者が通れる幅員90cm以上を確保する旨を追加
 - ⑦レジやサービスカウンターに杖利用者が杖を置くホルダーの備品設置等について留意点として追加

現行

(記載なし)

※:今回の改正・見直し部分

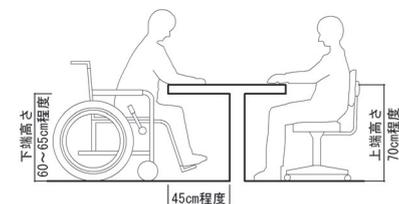
<参考>

【設計標準:車椅子使用者用カウンター】

●本体P2-150抄

- ・高さは、カウンター等の下端の高さは60~65cm程度とし、上端の高さは70cm程度とする。
- ・カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm程度とする。

【モデル例】



●カウンターの基本寸法

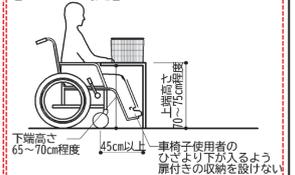
改正

【設計標準:サッカー台、サービスカウンター】

●本体P2-224

- ・車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサッカー台(スーパーマーケットなどで、購入済みの商品を袋に詰めるための台)及びサービスローカウンターを1以上設ける。
- ・車椅子使用者が利用できるサッカー台及びサービスローカウンターの下端の高さは65~70cm程度、上端の高さは70~75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。

【モデル例】



【設計例】

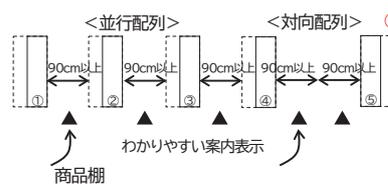


サッカー台



レジカウンター(対向配列)

- ・レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員90cm以上を確保する。



複数レジカウンターのレーン

<留意点:杖・傘ホルダー>

●本体P2-220

- ・レジやサービスカウンターにおいて、高齢者、障害者等の杖利用者が杖を置く場所を確保するため、杖ホルダーの備品の設置又はテーブル部にくぼみ等を設けると使いやすい。



68

改善・改修のポイント（１）

【単体空間等の設計：小規模店舗等への適用】

- 【主な改正事項】①既存の便房等を段差解消するために、便房等の出入口前の共用廊下に傾斜路を設けて改修する場合の設計標準を追加。
②段差のある既存の便房を段差解消して、車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)を設ける改修モデル例を追加

現行

【改善・改修のポイント】①
・改善・改修により車椅子使用者用便房を設ける場合には、利用居室から車椅子使用者用便房までの経路についても、段の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

【モデル例】②

※：今回の改正・見直し部分

改正

【改善・改修のポイント】①
・改善・改修により車椅子使用者用便房を設ける場合には、利用居室から車椅子使用者用便房までの経路についても、段差の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。
・床の段差解消の方法としては、以下の手法が考えられる。
①躯体の床下がり範囲に便所・便房を設ける。
②便所・便房の手前に傾斜路(据え置き型スロープの設置を含む)を設ける。

【モデル例】②



69

改善・改修のポイント（２）

【単体空間等の設計：店舗内部】

- 【主な改正事項】①テナントビルの設計において、水廻りの設置を考慮し、予め躯体の床レベルを下げることが有効であることを追記。
②車椅子使用者用便房を設ける場合の段差解消への設計手法例や配慮ポイントを追加
③テナント入居者にあたり、必要な改善・改修の措置を行う。共用部に車椅子使用者用便房のあるビルへの入居は有効である旨を追加

現行

【改善・改修のポイント】①②③

改正

●本体：P2-149-150

【改善・改修のポイント】①
・テナントビルの設計においては、便所・洗面所や流し台等(水廻り)の設置が想定されるテナント(店舗)の入居を考慮し、専有部全体又は水廻りの想定範囲は予め躯体の床レベルを下げしておくこととする。
②
・既存のテナントビル内(専有部)に車椅子使用者用便房を設ける場合には、個々のテナント内の床の段差の解消を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。
・床の段差解消の方法としては、以下の手法が考えられる。
①テナント内の便所・便房の手前に傾斜路(据え置き型スロープの設置を含む)を設ける。
②テナントの出入口付近に傾斜路等を設置し、テナント全体の床を高くして、便所・便房の床高さと合わせる。
③入居する建築物に躯体の床下がり範囲に便所・便房を設ける。
・テナントが入居する建築物の共用部に車椅子使用者用便房がない場合やテナント内(専有部内)の便所・洗面所の改修工事を行う場合には、車椅子使用者用便房及びオストメイト用設備等を設けることを前提に、改善・改修を行うことが望ましい。

③
<留意点：テナントビルのバリアフリー化>
・テナントの入居にあたり、床の段差が生じる場合等には必要な改善・改修の措置を講じる必要がある。
・テナント入居者は、敷地内の通路及び建築物の出入口に段差がなく、共用部に車椅子使用者用便房等が設置されているテナントビルに入居した場合には、テナント側でテナント(店舗)の出入口幅は80cm以上、居室(店舗)内の床段差なし等の店舗内部のバリアフリー化を行うことによって、全ての利用者にとって利便性の向上が図られ、バリアフリー化が可能となる。

※：今回の改正・見直し部分

70

C. ソフト面の工夫

C1：来店前の情報提供・予約

C2：備品の対応、貸出し

C3：店内の案内、誘導、コミュニケーション

利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、ハード面の整備のみならず、バリアフリー化をより一層進めることが重要であり、以下に示すように

- ・施設管理者等による利用者の特性に応じた支援
- ・適切な情報提供
- ・職員等関係者に対する教育訓練等

の対応が求められている。

障害者差別解消法では、お店や会社等の事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

ソフト面の工夫

こんな備品や接遇があると、利用の支援や良いコミュニケーションにつながります

■ 高齢者、肢体不自由者(車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)等の利用

● 本体第1部



スキップフロアの客席に上がるための車椅子用可搬型スロープ
(既製品・店内において席近くに常備)



車椅子用据え置き型スロープ
(特注鉄板敷:テナント側で設置)



車椅子用可搬型スロープ



貸出し用の車椅子



低いボタン位置の券売機



車椅子に連結する買い物カート



杖を立てかけるホルダー



低いボタン位置の自動販売機

■ 視覚障害者等の利用

■ 乳幼児連れの利用



廊下上の壁埋込型消火器ボックス



主動線(廊下)の妨げとならないベンチ



点字・墨字併記のメニュー



メニューや商品名の読み上げ等



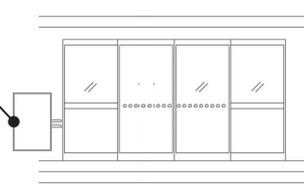
貸出し用の乳児用ベッド

【モデル例】

店舗入口の段差を解消するためのスロープ板をご用意しております。車椅子でご来店のお客様は、お手数をおかけしますが、下記の電話番号までお電話ください。



△△食堂



●電話番号の店頭表示の例

■ 聴覚障害者等の利用



タブレットを活用したメニュー等



筆談器を活用した会計・対話



手話サポートテレビ電話

重度の障害、介助者等に配慮した バリアフリー設計等に関する 考え方・留意点の充実

[詳細編]

便所・洗面所に係る改正（1）

【主な改正事項】①大型ベッド付きの車椅子使用者用便所の必要性について設計の考え方に追加

②地方公共団体が制定するバリアフリー法第14条第3項に基づく条例により、「便所のバリアフリー化」をより一層の取り組みことが望ましい旨と床面積500㎡未満で建築物移動等円滑化基準を定める場合の便所の基準設定について留意点に追加

現行	改正
<p>【設計の考え方】 ●本体：P2-73抄</p> <ul style="list-style-type: none">便所・便房の設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の検討を行うことが重要である。まず、バリアフリー法に義務付けられた「車いす使用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」を設ける。さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。 <p>① (記載なし)</p> <p>② (記載なし)</p>	<p>【設計の考え方】 ●本体：P2-111抄</p> <ul style="list-style-type: none">便所・便房の計画・設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に把握・想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の確保を行うことが重要である。計画・設計にあたっては、まず、バリアフリー法に義務付けられた「車椅子使用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」の設置方法、便房数を検討し、さらに施設を利用する高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。 <p>① ・「車椅子使用者用便房」の計画・設計においては近年、介助を要する肢体不自由者(児)等の社会参加や外出等の機会を促進するため、ベッド上での着脱衣やおむつ交換・排泄(自己導尿等)のための大型ベッドの設置や、介助者の動作等の実態に即した広さのある便所・便房が求められていることに留意する必要がある。</p> <p>●本体：P2-114 <留意点：高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、便房の整備の促進></p> <ul style="list-style-type: none">地方公共団体においては、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例(地方条例)により、特定施設である便所の構造及び配置に関する基準を付加し、施設用途や利用者のニーズに応じて、「便所のバリアフリー化」のより一層の取り組みがなされることが望ましい。(基準付加の例：車椅子使用者便房に大型ベッドの設置、小便器に手すりの設置等)地方条例により、義務付けの対象規模を引き下げて床面積500㎡未満の特別特定建築物に関する建築物移動等円滑化基準を定める場合には、地域の実情や規模等に応じて必要な便所の基準を設定することができる。上記の基準付加や設定は、本建築設計標準を参考とすることが望ましい。

※：今回の改正・見直し部分

便所・洗面所に係る改正（２）

- 【主な改正事項】**
- ①車椅子使用者用便房の標準内法寸法「200cm程度×200cm程度」を「200cm以上×200cm以上」に改正する。
 - ②床面積2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合に設ける車椅子使用者用便房は、原則として大型ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の（電動）車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できるスペースを設ける旨を追加。
 - ③ライニング等が有る車椅子使用者用便房の場合、当該部分は内法寸法に含めない。（大型ベッド、電動車椅子、介助者の同伴等の対応）
 - ④車椅子使用者が回転できる、直径150cm又は180cmの円が内接できるスペースで、設備等下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペース（床高さ40cm以上で奥行き20cmまで可）が確保されていれば、有効スペースとする旨を追加
 - ⑤座位変換型の電動車椅子が、360度回転できる最低寸法：直径180cmの基本図を車椅子使用者の基本動作寸法として追加

現行

●本体：P2-73-78抄

【設計標準：出入口の有効幅員、空間の確保等】

・車椅子使用者用便房には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。

①③④

- ・各設備を使用でき、車椅子利用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・便器の正面及び側面に、移乗のためのスペースを設ける。
- ・便房の標準内法寸法は200cm×200cm程度とする。

②

・介助者の同伴等、多様な動作が可能なスペースを確保する。

・設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わること留意する。

※：今回の改正・見直し部分

改正

下線は法令上の適合義務基準

●本体：P2-132抄

【設計標準：出入口の有効幅員、空間の確保等】

・車椅子使用者用便房には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。なお、十分な空間とは、以下に示す事項を標準的な整備として設けるものとする。

①③④

- ・各設備を使用でき、車椅子利用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペース*1を設け、かつ便房の標準内法寸法は200cm以上×200cm以上を基本とする。（ライニング等（洗面器の背後にある配管収納等）は内法寸法に含めないものとする*2）

- ②そのうち、床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築*2する場合には、改修等に対応が困難な場合を除き、原則として大型ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の（電動）車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できるスペース*1を設ける。

・便器の正面及び側面に車椅子使用者が車椅子を近づけて、便器に移乗するためのスペースを設ける。

・便房内の設備等の形状、配置によって、必要な内法寸法は変わること留意する。

*1：設備等下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペース（床高さ40cm以上で奥行き20cmまで可）が確保されていれば、その部分も有効なスペースとする。

*2：ライニング等で内法寸法（200cm以上）に含めないもの：設備背後及び下部のライニング若しくは箱状の設備機器、又は壁付け固定の備品（大型ベッド、乳幼児用椅子、乳幼児用おもちゃ交換台等の折り畳み時の場合を含む）のそれぞれの壁面から突出する部分の幅の1辺の合計値が、接する壁1辺の長さの1/2を超える場合には、当該部分の奥行きは内法寸法に含めないものとする。ただし、ライニング等の下部で床高さ40cm以上を確保し、足元スペースが有効である場合には、奥行き20cmまで有効内法寸法に含めることができる。

*2：新築、増築、改築又は用途変更（バリアフリー法第17条に基づく認定を受ける建築物も含む）

75

便所・洗面所に係る改正（２） 続き 1

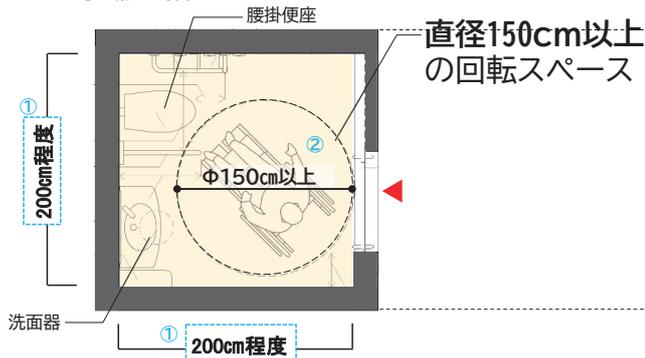
現行

●本体：P2-87抄

【モデル例】

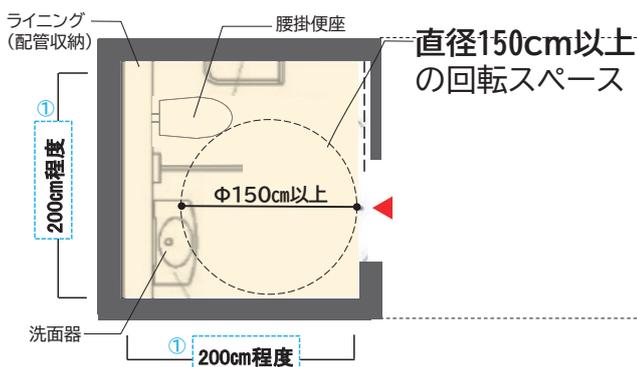
●車椅子使用者用便房

<ライニング等が無い場合>



※：今回の改正・見直し部分

<参考：設計標準に掲載がないが、ライニング等有る場合の例示>



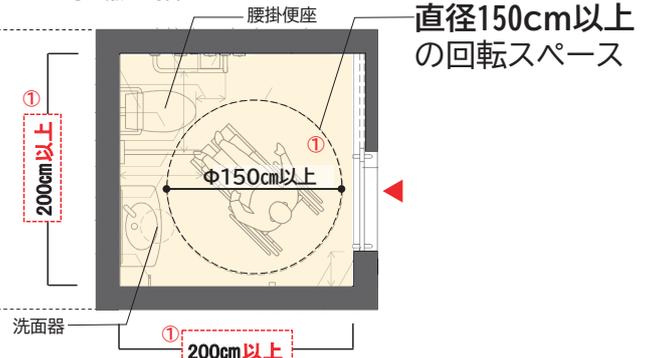
改正

●本体：P2-133抄

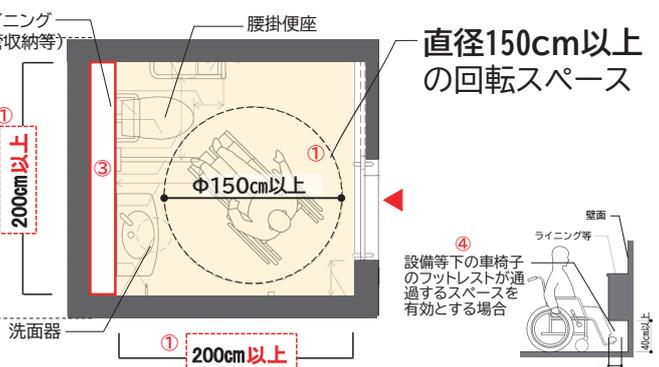
【モデル例】

●車椅子使用者用便房1 の例（対象：全ての建築物）

<ライニング等が無い場合>



<ライニング等有る場合>



76

便所・洗面所に係る改正（2） 続き 2

現行

【モデル例】
●車椅子使用者用便房

直径150cm以上の回転スペース

① 200cm程度

②

③ 200cm程度

洗面器

腰掛便座

⑤

【基本寸法等：電動車椅子使用者の基本動作寸法】

(なし)

※：今回の改正・見直し部分

改正

●車椅子使用者用便房 2の例
(対象：床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、主として高齢者、障害者等が利用する建築物に設ける車椅子使用者用便房の場合)

●本体P2-134

直径180cm以上の回転スペース

① 200cm以上 (220cm程度)

②

③ 200cm以上 (220cm程度)

洗面器

腰掛便座

折り畳み大型ベッド

④

⑤

【基本寸法等：電動車椅子使用者の基本動作寸法】 ●本体P2-287

●座位変換型の電動車椅子が360度回転できる最低寸法：直径180cm
(電動車椅子が360度回転できる最低寸法：直径160～180cm)

【直径180cmの内接円の根拠】
電動車いす安全普及協会(会員企業4社)に協力を頂き、2020年4月時点の主要な自操用ジョイスティック型電動車椅子(簡易型、標準型、座位変換型)の製品仕様に係る最小回転半径について調査を行った。その結果、電動車椅子が360度回転寸法(直径)は車椅子の種類にもよるが、およそ直径160～180cmの間で円が内接するスペースが必要となることが得られた。
このうち、特に座位変換型の電動車椅子が360度回転できる最低寸法としておよそ直径180cmの円が内接するスペースが必要となる結果を考慮して設定したものである。

① 200cm以上 (220cm程度)

②

③ 200cm以上 (220cm程度)

洗面器

腰掛便座

折り畳み大型ベッド

④

⑤

77

便所・洗面所に係る改正（3）

【主な改正事項】 ①大型ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の(電動)車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できるスペースが確保されている車椅子使用者用便房の設計例を追加。

現行

①

(なし)

改正

【設計例】

洗面器

便器

180cm

215cm

フック

有効90cm

240cm

大型ベッド

洗面器

便器

180cm

243cm

大型ベッド

オストメイト

有効95cm

225cm

直径180cm以上の円が内接できるスペースを有する車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)

車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)の表示
介助ベッドのピクトグラムによる表示

●本体：P2-135抄①

78

【主な改正事項】

多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するために、各種便房を総称して『高齢者障害者等便房(バリアフリートイレ)』と位置付けて、便所の構成を示すモデル例の見直しや分散配置の設計例を追加。

機能が集中した多機能便房

○ 各機能を求める利用者が、1つのトイレに集中し混雑

多機能便房(共用部)

車椅子使用者用トイレ

回転スペース
大型ベッド等

オストメイト用設備を有するトイレ

汚物流し等

乳幼児用設備を有するトイレ

乳幼児用椅子
おむつ交換台

利用者が集中し混雑(男女共用利用)



車椅子使用者等

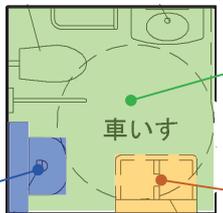


オストメイトが必要な方



乳幼児連れ

＜多機能便房の設計例＞



車椅子使用者が利用できるトイレ

オストメイト用設備

乳幼児連れ用設備

分散配置を考慮した個別機能を備えた便房(機能分散化)

○ 多機能便房への利用者の集中を避けるため、施設の用途や利用状況を勘案し、障害者等に必要の個別機能トイレとする

〈共用部〉

男女共用車椅子使用者用トイレ※

回転スペース
大型ベッド等

男女共用利用

〈男女それぞれ又は男女共用に配置〉

オストメイト用設備を有するトイレ※

汚物流し等

乳幼児連れ用設備を有するトイレ※

乳幼児用椅子
おむつ交換台



車椅子使用者等



オストメイトが必要な方

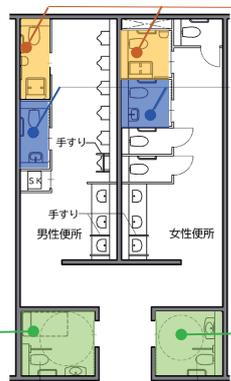


乳幼児連れ

※総称して「高齢者障害者等便房(バリアフリートイレ)」とする。

●本体:P2-114抄

〈個別機能を分散配置した設計例1〉



乳幼児連れ用設備を有するトイレ

オストメイト用設備を有するトイレ

手すり 男性便所

手すり 女性便所

車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)

車椅子使用者用便房

高年齢障害者等便房(バリアフリートイレ)

便所・洗面所に係る改正（４） 続き 1

【主な改正事項】 ①設計者・建築主等には各種便房内の導入機能について検討して頂き、分散化を推進するため、「多機能便房」の設計標準は削除。
 ②高齢者、障害者等が利用する個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するために、各種便房を総称して『高齢者障害者等便房(バリアフリートイレ)』と位置付ける。

現行

●本体:P2-81抄

【設計の考え方】 ①②

【2.7.2 多機能便房の設計標準】

多機能便房は車椅子使用者用便房に、他の機能を付加するものである。
 ・設置する設備・機能については、(3)オストメイト用設備を有する便房、(4)大型ベッド付き便房、(5)乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を参照。

※:今回の改正・見直し部分

＜解説＞

●車椅子使用者用便房



●多機能便房

大型ベッド付き便房



乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台便房を有する車椅子便房



オストメイト用設備を有する車椅子使用者便房



改正

【設計の考え方(抜粋)】 ①②

(多機能便房の設計標準を削除)

●本体:P2-112抄

高齢者、障害者等が利用する個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するために、各種便房を総称して『高齢者障害者等便房(バリアフリートイレ)』と位置付ける。

設計標準の「個別機能を備えた便房」等は以下の通りである。

- ・車椅子使用者用便房/車椅子使用者用便房(ベッド付き)
- ・オストメイト用設備を有する便房
- ・乳幼児用設備を有する便房

※利用想定等を十分に考慮し、個別機能を組み合わせた便房もある。

＜解説＞

高齢者障害者等便房(バリアフリートイレ)

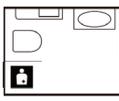
●本体P2-112

分散配置を考慮した個別機能を備えた便房

●車椅子使用者用便房



●オストメイト用設備を有する便房



●乳幼児用設備を有する便房



例:乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台の設置

●車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)



●個別機能を組み合わせた便房(利用想定等を十分に考慮)(別添2・p23参照)

便所・洗面所に係る改正（４） 続き 2

【主な改正事項】①「多機能便房内の機能の分散化」に関する手法を明確にしつつ、設置すべき「個別機能を備えた便房」について明確化

②分散配置を考慮した「個別機能を備えた便房」をそれぞれ図示

現行

●本体：P2-73・74抄

【設計の考え方】

- 「車椅子使用者用便房」にオストメイト用設備や大型ベッド、乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等を付加した「多機能便房」については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。
- このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。

①

このため、便所・便房の整備においては高齢者、障害者、介助者、乳幼児連れ利用者等の個別のニーズに対応した「個別機能を備えた便房※1」を設けることを基本的な考え方とする。

【モデル例】

②

●個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

○オストメイト用設備を有する便房

○車いす使用者用便房

○大型ベッド付便房

○多機能便房

※1：「個別機能を備えた便房」とは、以下の4つ

- ・車椅子使用者便房
- ・オストメイト用設備を有する便房
- ・大型ベッド付き便房
- ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房

※：今回の改正・見直し部分

改正

【設計の考え方】

- 「車椅子使用者用便房」に加え、オストメイト用設備や乳幼児用設備等を付加した便房（従来の「多機能便房」）については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。
- このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。

①

このため、便所・便房の整備においては施設用途や利用者のニーズを踏まえ、車椅子使用者用便房（大型ベッド付き）を男女が共用できる位置に1以上設けることに加え、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ設備を有する便房等の個別のニーズに対応した便房を男女それぞれの便所又は男女が共用できる位置に分散配置する工夫等、「個別機能を備えた便房」を適切に設けて機能分散することを基本的な考え方とする。

【モデル例】

②

●分散配置を考慮した個別機能を備えた便房

●本体P2-128抄

○車椅子使用者用便房

○オストメイト用設備を有する便房

○乳幼児用設備を有する便房（バピーカーと共に利用できる寸法）

○車椅子使用者用便房（大型ベッド付）

81

便所・洗面所に係る改正（５）

【主な改正事項】①高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）の室名表示は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う旨を追加。

②高齢者障害者等用便房の案内表示の設計例を追加。

現行

【表示板】

①

（トイレは特になし）

【設計例】

②

（なし）

改正

●本体P2-124~126

【便房の機能を示す表示板（標識）】

①

- ・高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）の表示は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う。

【設計例】

○個別機能を備えた便房の表示例（男女共用便房）

②

（オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房等）

・機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内図

・男性トイレ入口前の表示（便房内に設置された乳幼児用設備等を表示した点字併記の案内図）

・オストメイト用設備を有する便房

・乳幼児用設備を有する便房

・異性による介助、同伴利用者等が利用可能な便房

・各種男女共用便房の表示と配置例

・車椅子使用者用便房（大型ベッド付き）の表示
介助ベッドのピクトグラム表示と便房内の案内図

※：今回の改正・見直し部分

82

便所・洗面所に係る改正（5） 続き 1

- 【主な改正事項】**
- ①高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)の室名表示は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う旨を追加。
 - ②高齢者障害者等用便房の案内表示の設計例を追加。

●本体P2-126~127

改正



・車椅子使用者用(左)と乳幼児用設備を有する便房(右)を分散配置して表示

・男性トイレ入口前の表示
(便房内の設置された設備や機能を表示、点字併記)



○個別機能を組み合わせた便房の表示例
(利用想定等を十分に考慮し、車椅子使用者便房に個別機能を付加した便房)



JIS Z8210 案内用図記号
 ・男女共用お手洗 All gender toilet
 ・便房設備(機能)の表示に合わせて、「男女共用トイレ」のピクトグラムを付加することにより、異性による介助・同伴利用者、性的マイノリティの方が利用しやすい便房となる。

・全ての障害者を対象とした国際シンボルマークとオストメイト用設備のピクトグラムのみでの表示

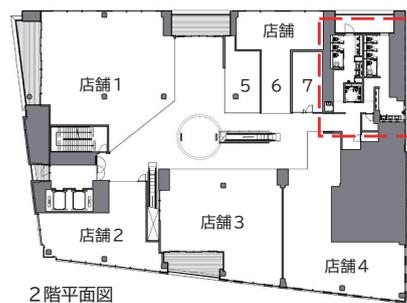
・全ての障害者を対象とした国際シンボルマークと乳幼児用設備のピクトグラムの表示

便所・洗面所に係る改正（5） 続き 2

- 【主な改正事項】** 個別機能を組み合わせた便房に加えて、乳幼児用設備は男女それぞれに機能分散化した設計例の追加。

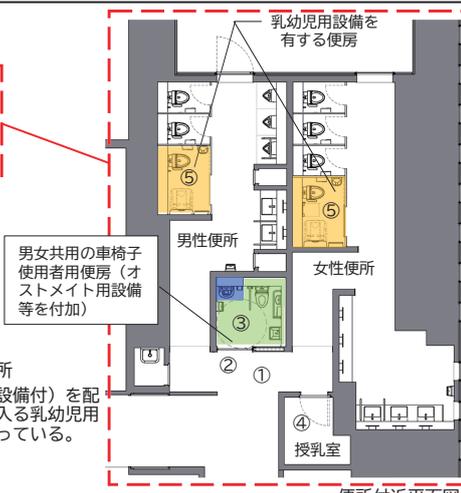
●本体P2-116

改正



2階平面図

- ・複合商業テナントビルの共用部分に設けられた便所
- ・男女共用の車椅子使用者用便房(オストメイト用設備付)を配置し、男女それぞれの一般便所内にベビーカーが入る乳幼児用設備を有する便房が設けられ、機能の分散化を図っている。
- ・入口近くの洗面器・小便器に手すりを配置
- ・便房の機能分散化を分かりやすくし案内表示



便所付近平面図



②便所設備(機能)の分散配置を示した表示
 全ての障害者を対象とした国際シンボルマークとオストメイト用設備のピクトグラムのみでの表示。



①共用部における便所設備(機能)の表示
 一般便所出入口に乳幼児用設備が有する案内表示や授乳室等を表示して誘導している。



③男女共用の車椅子使用者用便房
 (オストメイト用設備付)



④授乳室



⑤一般便房内の乳幼児設備を備えた便房
 (W120cm×L200cm:ベビーカーとともに利用可)



便所・洗面所に係る改正（6）

- 【主な改正事項】①大型ベッドの使用時において介助者は1人の場合が多いため、介助を要する方の転落防止に配慮し、安全を確保する旨を追記
 ②車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)の200cm以上角のモデル例を、電動車椅子が360°回転できる径150cm又は180cm以上の円が内接できるスペースを設け、ライニング等を含めない内法寸法をモデル例を参考に示す。
 ③大型ベッドの折り畳みや人の出入りの動作に配慮した大型ベッドの構造・位置についての記述と設計例を追加

現行 ●本体:P2-80抄

【空間の確保等】
 ・車椅子の動きや介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保する。

① (記載なし)
 ② (記載なし)

【モデル例】 ●大型ベッド付き便房 ※1

腰掛便座 洗面器
 車いす
 大型ベッド
 200cm以上

【設計例】

※1:大型ベッド付き便房について
 ・大型ベッド付き便房は車椅子使用者用便房に、介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用される大型ベッドを付加したものである。

※:今回の改正・見直し部分

改正 ●本体P2-138-139

【空間の確保等】
 ・車椅子から大型ベッドへの移乗動作や介助者の動作を考慮し、便房内には十分なスペースを確保する。

① 大型ベッドの設置位置は、介助者の作業のしやすさや大型ベッドからの片側への転落を防止し、安全性の確保等に十分配慮したものとす。
 ② 折り畳み式大型ベッドを設置する場合には、車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。
 ・緊急時において、折り畳み式大型ベッド等を使用している状態でも人の出入りできるよう、大型ベッドの位置と出入口の位置関係に配慮する。

<留意点:大型ベッドの折り畳み忘れ>
 ・折り畳み式大型ベッドを使用した後、利用者は折り畳み忘れなく、元に戻して退出する。次の利用者が円滑に入室できること必要である。

【モデル例】 ●車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)

腰掛便座 洗面器
 200cm以上
 150cm以上又は180cm以上
 大型ベッド

【設計例】

③

ベッド使用時

85

便所・洗面所に係る改正（7）

- 【主な改正事項】①大型ベッドの使用目的を追記
 ②車椅子使用者用便房内に設置する大型ベッドの寸法を「150～180cm程度」×「60～80cm程度」に見直し
 (介助者等からの大型ベッド付き便房のベッドの大型化を求めるニーズに対応するため)

現行 ●本体:P2-80抄

<留意点>大型ベッドの寸法

・大型ベッドに関し、大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法の検討に際しては、施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

【モデル例】 ●本体:P2-89

●大型ベッド1 (幼児～大人まで:折り畳み収納型)
 ●大型ベッド2 (幼児～大人まで:折り畳み収納型)

※:今回の改正・見直し部分

改正 ●本体:P2-138抄

<留意点>大型ベッドの寸法

① 大型ベッドは、介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用されるものである。
 ・大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法は、施設用途や施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

【モデル例】 ●本体:P2-139抄

●折り畳み大型ベッド(幼児～大人まで)の例

短辺方向に折り畳む大型ベッド
 ① 150～180cm程度
 ① 60～80cm程度
 ① 50cm程度

長辺方向に折り畳む大型ベッド
 ① 60～80cm程度
 ① 150～180cm程度
 ① 50cm程度

【モデル例】

86

便所・洗面所に係る改正（8）

- 【主な改正事項】① 車椅子使用者用便房の腰掛便座の座面の高さ「40～45cm程度」を、標準的な整備として「42～45cm程度」に変更（座面が低いと腰掛便座から車椅子への移乗が困難な場合があるため）
② 座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し設ける背もたれに関する記載を、留意点から本文に変更

現行 ●本体:P2-79抄

【設計標準:車椅子使用者用便房の便器】
・車いすですできるだけ接近できるよう、床置き便器の前面は、フットレストが当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
・座面高さは、蓋のない状態で、40～45cm程度とする。

<留意点>背もたれ
・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座には背もたれを設けるとよい。

【モデル例】 ●本体:P2-87抄

●車椅子使用者用便房

※:今回の改正・見直し部分

改正 ●本体:P2-136～8抄

【設計標準:車椅子使用者用便房の便器】
・車椅子で接近できるよう、床置き便器の前面は、フットレストが当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
・座面高さは、車椅子から便座に移乗しやすいように配慮し、蓋のない状態で、42～45cm程度とする。
・高齢者、障害者等の利用ニーズや施設用途、利用者の体格等を踏まえて、座面高さは適切に設定することが望ましい。
・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座には背もたれを適切に設ける。

【モデル例】 ●車椅子使用者用便房

※:今回の改正・見直し部分

87

便所・洗面所に係る改正（9）共通事項

- 【主な改正事項】歩行困難な高齢者や杖使用者等の利用を想定した手すり付き小便器・洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設けることについて記述を追加

現行 ●本体:P2-84・85 ●本体:P2-92

【小便器】
・床置き又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）等は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。
・1以上の小便器には、手すりを設ける。
(記載なし)

【洗面器】
・1以上の洗面器には手すり等を設け、寄りかかれる等の配慮を行う。
(記載なし)

【モデル例】

※:今回の改正・見直し部分

改正 ●本体P2-119-120

【小便器】
・1以上の床置き又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）には、杖使用者等の肢体不自由等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。
・上記の小便器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

【洗面器】
・1以上の洗面器には、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。
・手すりを設けた洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

【モデル例】

※:今回の改正・見直し部分

- 【主な改正事項】非常時における聴覚障害者等に配慮し、便所の便房に光警報装置（フラッシュライト）を設けた設計例を追加

現行 ●本体:P2-85

【便所・洗面所における非常警報】
・便房内でも聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望ましい。
【設計例】
(記載なし)

※:今回の改正・見直し部分

改正 ●本体P2-121-122

【便所・洗面所における非常警報】
・便所及び便房内では聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望ましい。
【設計例】
●便房内の上部にフラッシュライトを設ける例

※:今回の改正・見直し部分

88

便所・洗面所に係る改正（10）共通事項

- 【主な改正事項】
- ①全ての便房に共通して、腰掛便座の横壁面に、紙巻器、ボタンを設ける場合は、JIS S 0026(公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置)に基づくものとするを追加（これまでは個別機能・簡易型機能を備えた便房のみ）
 - ②洗浄ボタン等は文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保する旨を記述して、設計例を追加
 - ③便器洗浄装置等に表示する操作系ピクトグラムは、(一社)日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとすることが望ましい旨を追加

現行

●本体:P2-76・82抄

【設計標準:個別機能・簡易型機能を備えた便房】^①

- ペーパーホルダー、ボタン
- ・腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とする。

【設計標準:その他の便房の設計標準】

- ペーパーホルダー、ボタン ●本体:P2-83抄
- ・腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とすることが望ましい。^①

(記載なし)^②
(記載なし)^③

【モデル例】^②

- 洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による)
- 「洗浄ボタンと呼び出しボタンは誤操作がないように20~30cm程度離す」
- 洗浄ボタン
呼び出しボタン
- ペーパーホルダー
- 手すり
- (なし)

※:今回の改正・見直し部分

改正

●本体:P2-129~130抄

【設計標準:便所・洗面所(共通事項)】^①

- 紙巻器、ボタン
- ・腰掛便座の横壁面に、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出ボタンを設ける場合は、JIS S 0026(操作部の形状、色、配置及び器具の配置)に基づくものとする。
- ・便器洗浄ボタン及び呼出ボタン、各種設備の操作ボタンは、文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものを選定し、分かりやすいボタン表示とする。^②
- ・多様な利用者が安心して使える便所とするため、便器洗浄装置や温水洗浄便座本体等に表示する操作系ピクトグラムは、一般社団法人日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとすることが望ましい。^③

【モデル例】^②

- 洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による)
- 「洗浄ボタンと呼び出しボタンは誤操作がないように20~30cm程度離す」
- 洗浄ボタン
呼び出しボタン
- 紙巻器
- 手すり
- ・JIS S 0026に則って配置された紙巻器、ボタン、手すり、手洗い器
- ・便房の分かりやすい操作ボタンの色・素材やコントラストのある図記号(ピクトグラム)を組合わせた工夫

【設計例】^②

便器洗浄(大) 便器洗浄(小) 便ふた開閉 便座 止 おしり ビデ 砂掃

一般社団法人 日本レストルーム工業会「標準ピクトグラム」
<https://www.sanitary-net.com/trend/pictogram/pictogram/download.html>

89

便所・洗面所に係る改正（11）共通事項

- 【主な改正事項】
- ①「個別機能を備えた便房」に適用していた案内表示の設計標準は、「全ての便房」に共通して適用することに変更
 - ②訪日外国人にもより分かりやすい案内用図記号とするため、改正されたJIS Z8210(案内用図記号)の内容を反映

現行

●本体:P2-77抄

【設計標準:個別機能を備えた便房の設計標準】^①

- 案内表示
- ・便所の付近には、便所があることを表示する表示板(標識)を設ける。
- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容がJIS Z8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの)とする。
- ・男女が共用できる位置に設けた便所の表示板等には、男女共用であることを、文字や図記号等により、わかりやすく示すことが望ましい。
- ・便房の戸には、便房の設備内容を、文字や図記号等により、わかりやすく表示することが望ましい。

【モデル例】^②

- 便房設備の表示例 ●本体:P2-168抄
- 障害がある人が使える設備
- オストメイト
- 乳幼児
- お手洗 Toilets
- 男子 Men
- 女子 Women
- オストメイトに配慮した設備を設けたトイレ
- 男女共用

※:今回の改正・見直し部分

改正

●本体:P2-122~125抄

【設計標準:便所・洗面所の設計標準(共通事項)】^①

- 案内表示
- ・(同左)^②

【モデル例】^②

男女共用お手洗 All gender toilet	お手洗 Toilets	男性 Men	女性 Women	子どもお手洗 Children's toilet
障害のある人が使える設備 Accessible facility	介助用ベッド Care bed	オストメイト用設備/オストメイト Facilities for Ostomy or Ostomate	乳幼児用設備 Nursery	おむつ交換台 Diaper changing table
着替え台 Changing board	ベビーチェア Baby chair	洋風便器 Sitting style toilet	温水洗浄便座 Spray seat	和風便器 Squatting style toilet

90

すべての建築物に共通する改正（1）

【主な改正事項】聴覚障害者のために筆談等の支援に関する表示として、手話マーク・筆談マーク(全日本ろうあ連盟)を紹介

現行 ●本体:P2-10抄

【共通する計画・設計のポイント】

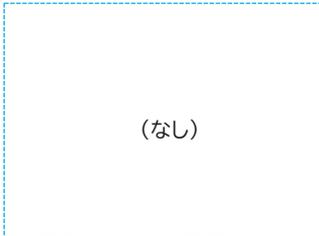
●人的対応チェックポイント

- 聴覚障害者のために筆談等の支援に関する表示(耳マーク※等)、視覚障害者、聴覚障害者等に対応した情報・コミュニケーション機器や筆記用具は配備されているか

※窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

(記載なし)

【例】 ●本体:P2-116抄

改正 ●本体P2-11

【案内・誘導、備品等の貸出しによる利用者支援】

●聴覚障害者等の利用

- 受付カウンター等に、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、タブレット端末等を常備し、「筆談で対応します。」「卓上対話支援機器等の用意があります。」という案内や筆談等の支援に関する表示(耳マーク※1、手話マーク・筆談マーク※2等)を設置する。

※1 窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

※2 窓口、受付に設置した場合、「手話で対応します」「筆談で対応します」という意味のシンボルマーク。(一般財団法人)全日本ろうあ連盟が策定しており、利用のための申請等は不要である。

【例】 ※1 ※2




●難聴者への筆談対応を示すマークが設置されたカウンター（受付、窓口等に設置して、聴覚障害者への対応を行っていることを示すことができる。）

※:今回の改正・見直し部分

基本寸法等に係る改正（たたき台）（1）

【主な改正事項】座位変換型車椅子の持つリクライニング・ティルト機構の解説とそれらを用いた場合の車椅子全長が大きくなることを追加

現行 ●本体:P2-250抄

【(設計標準の参考)基本寸法等:車椅子の寸法】

①手動車椅子

■自走用標準型車椅子の例(JIS T 9201の車椅子寸法図をもとに作成)

■JIS T 9201(手動車椅子)における手動車椅子の寸法(単位:mm)

部位	寸法値 ^{b)}
全長(L ₀)	1200以下
全幅(W ₀)	700以下
フットサポート高(H ₇)	50以上
全高(H ₀) ^{a)}	1200以下

a)ヘッドサポートを外した時
b)リクライニング機構及び/又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。

②電動車椅子

■電動車椅子(自操用標準型)の例(JIS T 9203の自操用標準型車椅子の図をもとに作成)

■JIS T 9203(電動車椅子)における電動車椅子の最大寸法(単位:mm)

区分	最大寸法 ^{a)}
全長(L ₀)	1200
全幅(W ₀)	700
全高(H ₀) ^{a)}	1200

a)リクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備する電動車椅子は、標準状態の寸法とする。
b)ヘッドサポート取外し時。ただし、バックミラーを持つ場合、その高さは1090mmとする。

改正 ●本体:P2-286

【(設計標準の参考)基本寸法等:車椅子の寸法】

①手動車椅子

■自走用標準型車椅子の例(JIS T 9201の車椅子寸法図をもとに作成)

■JIS T 9201(手動車椅子)における手動車椅子の寸法(単位:mm)

部位	寸法値 ^{b)}
全長(L ₀)	1200以下
全幅(W ₀)	700以下
フットサポート高(H ₇)	50以上
全高(H ₀) ^{a)}	1200以下

a)ヘッドサポートを外した時
b)リクライニング機構及び/又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。

②電動車椅子

■電動車椅子(自操用標準型)の例(JIS T 9203の自操用標準型車椅子の図をもとに作成)

■JIS T 9203(電動車椅子)における電動車椅子の最大寸法(単位:mm)

区分	最大寸法 ^{a)}
全長(L ₀)	1200
全幅(W ₀)	700
全高(H ₀) ^{a)}	1200

a)リクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備する電動車椅子は、標準状態の寸法とする。
b)ヘッドサポート取外し時。ただし、バックミラーを持つ場合、その高さは1090mmとする。

基本寸法等に係る改正（２）

【主な改正事項】 座位変換型車椅子の持つリクライニング・ティルト機構の解説とそれらを用いた場合の車椅子全長が大きくなることを追加

現行 ●本体:P2-250抄

【(設計標準の参考)基本寸法等:車椅子の寸法】

(記載なし)

※:今回の改正・見直し部分

改正 ●本体:P2-287

【(設計標準の参考)基本寸法等:車椅子の寸法】

③座位変換型の(電動)車椅子

- ・座位変換型の(電動)車椅子は、リクライニング機構や身体支持部のティルト機構等を有する車椅子で、座位姿勢の保持が困難な方が楽な姿勢を保持しやすくするために多く使用されている。
- ・リクライニング機構とは、車椅子のバックサポート(背もたれ)やレッグサポート角度が調節できる機構、ティルト機構とは、車椅子のシート(座面)との角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を一体的に調整できる機構である。
- ・これらの機構を用いてバックサポートを後方へ傾斜させ、レッグサポートを挙上する場合の当該車椅子の全長は、JISに示される全長120cmに比べて大きくなる。

【モデル例】

リクライニング機構・ティルト機構
使用時の全長の例: 約145~165cm程度
(寸法はあくまで例であり、これより大きなものもある)

介助用ティルト&リクライニング式の手動車椅子の例

93

エレベーターに関する改正（１）

【主な改正事項】 一度に多くの車椅子使用者等が集中する施設の大型エレベーターの設計例を追加

現行 ●本体:P2-179抄

【エレベーターの設計標準】

●設置数、配置

- ・大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車椅子使用者が集中することが想定される施設では、稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの設置数、配置、かごの大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさ等に配慮する。

【設計例】

(なし)

※:今回の改正・見直し部分

改正 ●本体P2-97

【エレベーターの設計標準】

●設置数、配置

- ・大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車椅子使用者等が集中することが想定される施設では、稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの設置数、配置、籠の大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさ等に配慮する。

【設計例】

一度の多くの車椅子使用者等が乗降できるエレベーターの扉
(扉幅180cm(2枚両側引戸)、かご内の幅210cm、30人乗り)

出典:(独)日本スポーツ振興センター「新国立競技場整備事業におけるユニバーサルデザインワークショップについて」

94

エレベーターに関する改正（2）

- 【主な改正事項】 ①座位変換型の車椅子使用者等に配慮し、主要な経路上のエレベーターの籠の奥行きは、150cm以上が望ましい旨を追加
 ②エレベーターのかごの大きさに関するJIS寸法を参考として追加
 ③座位変換型の車椅子使用者等やストレッチャーの利用が可能な奥行きのあるエレベーターについての設計例を追加

下線は法令上の適合義務基準

現 行

【エレベーターの設計標準】 ●本体:P2-63抄

●かごの広さ

① ①
 ・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。

②
 ・主要な経路上以外のエレベーターでも、かごの奥行きは、135cm以上とすることが望ましい。

(なし)

③
 ・病院、福祉施設、共同住宅等では利用特性に配慮したかご形状とする。

【設計例】

(なし)

改 正

●本体P2-98-99

【エレベーターの設計標準】

●かごの広さ

① ①
 ・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。
 ・座位変換型の電動車椅子使用者等の利用に配慮し、主要な経路上のエレベーターの籠の奥行きは、150cm以上とすることが望ましい。

② ②
 ・主要な経路上以外のエレベーターでも、かごの奥行きは、135cm以上とすることが望ましい。

・JIS A4301に定められたエレベーターの籠の大きさ等(抜粋)

最大定員 (人)	かごの内法寸法		有効出入口 寸法(cm)
	間口(cm)	奥行き(cm)	
9	105	152	80
11	140	135	80
13	160	135	90
15	160	150	90
17	180	150	100
	200	135	110
20	180	170	100
	200	150	110
24	200	175	110
	215	160	

※JISの表中の間口と奥行の寸法を入れ替えて製作することが可能(奥行160cm以上とする場合、間口寸法も参照可)

③ ③
 ・病院、福祉施設、共同住宅等では利用特性に配慮したかご形状とする。

【設計例】



・座位変換型の車椅子使用者等や緊急時のストレッチャーの利用が可能な奥行き250cmの15人乗エレベーター

※:今回の改正・見直し部分